

平成 2 9 年 第 4 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 5 日 開会

1 5 日間

平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成29年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成29年12月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一

会計管理者兼
総 務 課 長 中 野 光 二

兼総務課参事 住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

施設整備課長 日 谷 順 彦

理 事 城 和 男

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 蔦 亜紀朗

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 議案第84号 専決処分〔平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算

(第10号)の承認を求めることについて

- 日程第 6 議案第85号 千早赤阪村監査委員条例の改正について
- 日程第 7 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の改正について
- 日程第 8 議案第87号 千早赤阪村税条例の改正について
- 日程第 9 議案第88号 村道路線の変更について
- 日程第10 議案第89号 平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第11 議案第90号 平成29年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 議案第91号 平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第92号 平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

午前１０時０２分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成２９年第４回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より御挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんこんにちは。

２９年度１２月議会を招集いたしましたところ、おそろいいただきましてありがとうございます。

ことは、１０月２２日に台風２１号、それから２９日台風２２号と、季節外れの台風によりまして村は大きな被害を受けました。５００ミリを超えるに至る雨ということで、ここ十数年、恐らくこのくらいの雨はなかったのかなと思われます。だが、非常に不幸中の幸いと申しますか、激甚指定を受けることができましたので、これから私ども全力を挙げて復興に踏み出すという状況でございます。ぜひ皆さんの御支援をお願いしたいと思います。

もともと河内は元来天災の少ないところで、昔から多くの人たちが住み、栄えたところでございましたが、最近天候異変のせいか異常気象が多くなり、国が今進めておりますいわゆるレジリエンスといいますか、国土強靱化が府下で最もこの南河内がおくれているところでございます。最も必要なその中で、千早赤阪村がこれから強靱化が一番必要な地域だと私は考えております。

昭和４５年黒田府政となりまして以来、富田林五條線がペンディングとなりまして、その時代に金剛山トンネルというのが計画にあったわけでございますが、４９年間でございますが、そのままで塩漬けになっているということで。この台風を見ましても、千早地区が大体２日ぐらい完全に孤立状態となりました。ということで、ぜひ大阪へ抜けるのと奈良へ抜けるトンネルが必要かなということで、今これからぜひ金剛トンネルの実現に向け、精いっぱい頑張りたいと思っております。

また、私どもの村、今非常に問題が山積しております。まず、庁舎の建設あるいは人口減少、それから少子・高齢化、それから国保診療所の問題等々、まだまだ問題が山積しておりますが、一番大切な問題は平成２６年に指定を受けました過疎地域からぜひ脱却したいというところでございます。

いつも私申し上げておりますが、人口１，０００人アップとそれから税収３億円アップ、これは必須のことでございますので、ぜひ具体的な案をつくりたいと日夜考えておる

んですが、なかなか私どもの村の交通インフラその他を見ますと非常に困難な問題ではございますが、困難と言ってさじを投げましたら何もできませんので、一つ一つこれから積み上げていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんも、私どもの村を元気にするための具体的な提案あるいは総合的な御支援、ぜひお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いします。

○田中議長 次に、１１月２８日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

関口議会運営委員長。

○関口議会運営委員長 去る１１月２８日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり諮問第２号を諮問後、議案第８４号から議案第９２号までの９議案でございます。

審議方法につきましては、議案第８４号を本会議において審議することに決しております。

議案第８５号から議案第９２号の８議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日１２月５日から１９日までの１５日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、４番田村議員、５番千福議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１２月５日から１９日までの１５日間といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日１２月５日から１９日

までの15日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の山形議員から、組合議会臨時会の経過報告がございます。

山形議員。

○山形議員 それでは、御報告させていただきます。

平成29年11月17日、第1回南河内環境事業組合議会臨時会が開催されました。それにつきまして、次の内容について御報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、新たに河内長野市の議会運営委員として山口議長の出席があったこと、1つ、議会運営副委員長に私が議会申し合わせに基づき選出されたこと、また確認事項として、提出議案は議案書のとおりとし、会期は1日とすることでした。また、来年第1回定例会の開催日程について報告がございました。

続いて、事務局から今期臨時会における議長等役員選出にかかわる議会申し合わせ事項について説明がありました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順次申し上げますと、1つ、監査報告第3号例月出納検査の結果報告については、平成29年度の7月から9月分の検査の結果の報告で、特に問題はなかったこととございました。

2つ目、許可第2号組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の山口健一議長辞職が許可されました。これに伴い、次の選挙第3号及び許可第3号、選挙第4号の3件が追加上程されました。

3つ目、選挙第3号組合議会議長の選挙については、指名推選により河内長野市選出の山口健一議員が議長に再選されました。

4つ目、許可第3号組合議会副議長の辞職許可については、私副議長の辞職が許可されました。

5つ目、選挙第4号組合議会副議長の選挙については、指名推選により大阪狭山市選出の上谷元忠議員が副議長に当選されました。

6番目、同意案第2号南河内環境事業組合監査委員の選任については、識見を有する監査委員に太子町の奥田隆一氏を、議会選出の監査委員には河内長野市の峯満寿人議員が選任する提案があり、同意されました。

臨時会の提出案件については以上のとおりでございます。

簡単でございますが、平成29年度第1回南河内環境事業組合議会臨時会の報告とさせ

ていただきます。

以上です。

~~~~~

○田中議長 続きまして、大阪広域水道企業団議会の関口議員から、企業団議会定例会の経過報告がございます。

関口議員。

○関口議員 それでは、報告させていただきます。

去る１１月１５日、大阪広域水道企業団１１月定例議会が行われましたので、報告させていただきます。

企業団議員の変更、定期監査結果報告、例月現金出納検査報告の後、議長の選挙が行われまして、摂津市選出の水谷毅氏が選出されました。

議案は、１つ、広域水道企業団水道事業統合促進基金条例の制定、２つ、企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正、３つ目に、企業団水道用水供給条例の一部改正、４番目に、平成２８年度水道企業団工業用水道事業剰余金の処分について、５つ目に、平成２９年度水道企業団水道事業会計補正予算の５議案と、以下３報告が行われました。

１つに、平成２８年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告、２つ目に、平成２８年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告、３つ目に、平成２８年度決算に基づく資金不足比率報告の議案が提案されました。

補正予算については、台風２１号による千早赤阪村浄水施設の災害復旧改修工事費など２，６００万円が補正されています。

提案説明の後、高石市の出川議員より通告されていた一般質問が行われました。その内容は、１号議案基金の設立の目的、補助金、交付金の減少額などについての質問と、議員定数については議員定数は主張案３２人には賛成しかねる、工業用水枠の撤廃また各自治体１名を基本とし、定数増を行うこと、今回の主張案を押しつけることには疑問があるという内容で、高石市の意見として質問がありました。

以上の提案説明、質問の後、全員異議なく賛成し、原案どおり可決されましたことを報告いたします。

以上です。

○田中議長 ありがとうございました。

続きまして、１０月３１日に実施いたしました議員全員研修について、井上議員から研修報告をいただきます。

井上議員。

○井上議員 それでは、千葉県東庄町研修視察報告をいたします。

去る１０月３１日に、庁舎建設のための視察を千葉県の東庄町役場に議員７名、事務局２名で日帰りの視察研修を行ってまいりました。

東庄町は、千葉県北東部、東京から約８０キロメートル圏、成田からは約３０キロメートル圏の位置にあり、北は利根川を隔てて茨城県と接しています。面積は４６．２５平方キロメートル、総人口は１万４，３８８人です。

今回の視察目的の庁舎は、平成１６年１０月３１日に１１億８，０００万円の総工費で完成したものです。予算規模が近いということと、議場が多目的ホールになっていることで、今回の視察目的地になりました。当日は、町役場にて土屋議長、山崎副議長、議会事務局、総務課の方に迎えていただき、役場の活用状況、質疑応答、施設見学と、短い時間でしたが有意義な時間を過ごしました。

総務課長のお話では、町名の由来、特産物、イメージキャラクター等の説明があり、庁舎についても説明がありました。特に、岩田利雄町長は新しい庁舎の建設に対する３つの思いがあり、１つ目に防災の拠点であること、２つ目に、合併を見据えて使い勝手のいいものに、３つ目に、皆さんが気軽に集まれるコミュニティの場所になるようにと考えられ、結果として議場については多目的ホールを使って議会を行い、あいている期間は市民に開放しているとのこと。また、多目的ホールが円形状をしているのは、まちにある老舗のしょうゆ屋のたるをイメージしていることや、庁舎１階の事務所に柱がない構造になっていて、開放感のあるつくりになっているとのことがありました。

課長補佐からは、さらに細かく説明があり、多目的ホールでの議会モードへの変更の仕方や、もともとこのまちでは議場というものがなくて、全ての会議を１カ所で行っていた様子を聞き、議会モードのセッティングに１時間程度かかるようですが、そんなに手間は感じないという話も納得できました。

また、この多目的ホールの稼働状況は、２８年度では投票会場、婚活イベント、成人式等の使用で、年間利用日数は７１日、議会関係２４日、合わせて９５日という状況とのこと。隣接する公民館の大ホールと廊下でつながっており、庁舎とも一体となった構造となっていました。

庁舎１階の事務室も、窓口カウンターがローカウンターで、事務室側もお客様側も椅子に座って対応できるようになっており、おおむね好評とのこと。庁舎２階も柱のない構造になっていて、上からつるされるような構造だそうです。電動の集密書庫、防災対策室になる町長室も２階にあるとのこと。また、事前に質問した内容の答えとして、多目的ホールのモード変更は議会以外も職員が行っているのかとの問いには、通常は施錠されて

いないので使用者が自己責任で行っていて、職員が休日出勤することもないとのこと。防音対策はとの質問には、防音もされておりミニコンサートなどでもできるとのこと。また、新規購入されたものはとの問いには、なるべく購入は控え、引き続き使用して、パソコンは全てリースとのこと。電力消費の省エネ対策はとの問いには、電力消費の工夫は庁舎、公民館が一体になり、料金の負担軽減になっている。また、公民館の屋上にソーラーパネルを設置し使用しているとのことでした。そのほかの質問では、ホールが2つあり、そのすみ分けはとの問いに、人数的なものと使用料の問題があると言われていました。多目的ホールは行政財産で無料だが、公民館の大ホールは使用料をいただいているとのことでした。また、議会事務局と議長、副議長の部屋が同じで、議員控室も1つの部屋で14人の議員だが仕事がやりづらいのかとの問いには、議長、副議長は別として、個々の議員が別の場所に対応されていて、常時来られてはいないとのことでした。また、多目的ホールで予約が入っている状態で臨時議会が入った場合の優先順位はとの問いには、議会優先とのことでした。

庁舎内の案内では、非常に開放的で明るい感じがしました。駐車場も広く、周りも平野部で広々とした雰囲気があり、柱がないため見晴らしがよく、役場の独特の冷たい感じがなく温かみを感じました。実際に現地に行き、写真や図面を見るとのは違い、土地柄や風土、地域性を見て実際に感じるのは全く違うと感じました。

見学中に、町長室で町長にお話を聞くことができました。

今回の視察で得た情報を、本村の庁舎建設において参考にして進めていきたいと思います。

以上です。

○田中議長 ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 諮問第2号は、平成30年6月30日で任期満了となります人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

清水初代氏は、平成27年4月に委嘱を受けられ、公正中立の立場をもって人権擁護活

動に取り組んでいただいております、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 人権擁護委員さんの定数と、それから任期の6カ月前であるということですが、その根拠というのはどこにあるのかお尋ねしたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 人権擁護委員の村の定員は4名でございます。それと、6カ月前ということでございますけども、国が任命されるのが来年の6月ということですので、それにあわせまして、事前に本議会で意見を求めるものでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 清水氏に対する問題は全くありませんけれども、他のいろんな委員さんなんかがありますけれども、それは別に6カ月前とかということではありませんので、その点、例えば先ほど御挨拶のありました教育委員さんの任命は、前任者の任期が11月13日の任期のところを11月6日の臨時議会で任命されました。そうした中で、人権擁護委員さんについては6カ月前という、非常に長い期間で先に任命するというのは、何か特別な意味があるのかなと思って質問させていただきましたけれども、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 その辺につきましては、確認させていただきまして、また後ほど御報告させていただきます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 後ほど報告ということで結構なんですけれども、ほかと比べて長いからどうしてかなということで質問させていただきました。

それで、人権擁護委員さんは4名ですけれども、この間人権の集いみたいなんがありましたけれども、それにはたくさんの方がスタッフとして協力していただいておりますけれども、そうした方たちはこの人権擁護委員ではなくて、何かまた別の形でどういう形の名目で協力していただいているのか。いろんな団体から参加していただいて、成功に向けて頑張ってもらっておりますけど、そうした方たちというのは非常に人数も多いかと思うんですけど、その人たちとはまた違うんですね。その辺ちょっともう一遍確認させてください。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 この間の日曜日に人権の集いを実施させていただきましたけども、その主催は村と村の人権協会のほうで行っております。それで、スタッフとして人権協会の役員さんにしていただいたというところでございます。

以上です。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第２号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、諮問第２号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより諮問第２号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本件に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより諮問第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は適任と認めることに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本件は適任と認めることに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第５、議案第８４号専決処分〔平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１０号）〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第８４号は、平成２９年１０月２３日付で専決処分いたしました平成２

9年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）について、議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、10月22日に発生した台風21号による災害に係る経費を補正するものでございます。なお、本予算につきましては平成29年11月6日に開催されました臨時議会にて御承認いただくべきものでございますが、概算事業費の算出等がおくれたため、本議会にて承認を求める形となってしまいました。この場をおかりして謝罪申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第84号の平成29年10月23日付で専決処分いたしました平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由で申し上げましたとおり、本来なら11月6日開催の臨時議会で専決処分の内容説明を行い、承認いただくものでございますが、各課に対しまして人事財政課長であります私のほうからの指示徹底が悪かったため、災害復旧費の概算事業費の算出がおくれまして、本日の本会議で承認を求めることになりました。これにつきましては、担当課長としまして深くおわびを申し上げます。また、今後このようなことがないように業務に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。

追加となる起債事業につきましては、道路橋梁災害復旧事業で、地方債の限度額3,000万円、償還期限は10年、据置期間が2年で、本事業は道路橋梁災害復旧債の対象事業となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費、補正額4万円の増、全額一般財源で、台風21号によります床上浸水など被災を受けた方への災害見舞金でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費、補正額180万円の増、全額一般財源で、農業施設や林道施設に対する補助金でございます。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正額4万7,000円の増、全額一般

財源で、ブルーシートや土のう袋などの消耗品でございます。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費、補正額127万1,000円の増、財源内訳はその他として分担金50万円、一般財源77万1,000円で、農地の災害復旧事業測量設計業務委託料100万円と、職員の時間外勤務手当でございます。

2目農業施設災害復旧費、補正額300万円の増、財源内訳はその他として分担金150万円、一般財源150万円で、農業用施設の災害復旧事業測量設計業務委託料でございます。

3目林業施設災害復旧費、補正額572万6,000円の増、財源内訳はその他としまして負担金275万円、一般財源297万6,000円で、林業施設の災害復旧事業測量設計業務委託料550万円と職員の時間外勤務手当でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁復旧費、補正額3,949万1,000円の増、財源内訳は地方債3,000万円、一般財源949万1,000円で、村道の災害復旧測量設計の業務委託料420万円、次のページをお開きください、倒木等撤去業務委託料175万円、土地借り上げ料60万円、村道の応急対策工事3,152万6,000円と職員の時間外勤務手当でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

8ページ、2、歳入でございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金、補正額200万円の増、農地災害復旧費分担金50万円、農業用施設災害復旧費分担金150万円でございます。

2項負担金、4目災害復旧費負担金、補正額275万円の増、林業施設災害復旧費分担金でございます。

19款繰越金、補正額1,706万5,000円の増で、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、21款村債、1項村債、10目災害復旧債、補正額3,000万円の増、道路橋梁災害復旧費でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 質問させていただきます。

今回の専決処分については、激甚指定を受けたものによる措置なのかお尋ねします。そ

れと、激甚指定を受けましたけれども、その中身というのを、農地と林地ということではお聞きしておりますけれども、その中身をお尋ねしたいと思います。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 内閣府のほうで激甚指定の閣議決定がされてるという情報はつかんでおります。激甚指定で補助率がかさ上げ、増嵩されるのが、工事費のほう補助率が上がるというふうになっておりますので、今回補正予算を上げさせていただいてますのは、農業関係また林業関係につきましては設計費ということで、国庫補助の対象の部分ではない部分になりますので、特に激甚指定で率が変わるという部分ではございませんので、御説明させていただきます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回のこの農地とかというのは、負担金として所有者それから、されておりますけれども、これはそしたら激甚指定ではなくて、村単費としてやる分だということで、村単独で工事するという分です。よろしいのでしょうか。それともう一つ、先ほど言いましたように、激甚の中身ですけれども、どういうものになっているのかお尋ねしたいと思います。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回補正させていただいてます設計の委託料につきましては、先ほど申し上げたとおり国庫補助の対象外ということで、率につきましては2分の1を受益者の負担ということで計算させていただいております。

それから、激甚の内容につきましては、法律に基づきまして国庫補助金の率をかさ上げするというので、工事費の率が通常農地でしたら50%、農業施設でしたら65%ですけれども、それが最大95%にかさ上げされるといった内容になってきます。

なお、率につきましては事細かな計算がありますので、全てがその率になるわけではないんですけれども、最大95%というふうに資料としてはいただいております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 ちょっとわからないんですけど、今回のこれについては、激甚の工事ではないということ。激甚で決定されたら、補助がかさ上げされるというふうに言われたのは、この部分について激甚で決定されたら、この部分について補助がかさ上げされるのかなというふうに判断してるんですけれども。何でこんな聞くかといいますと、激甚指定されたから、ある程度村単独ではなくて国から補助されるから、ちょっと気が楽かなというふ

うに思うわけなんです。その点で、今回の災害についてはどの程度その効果があるのかなという部分で質問させてもらったんですけども。わかっていただけますでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 済いません、ちょっと私の説明を補足させていただきますと、今回専決で上げさせてもらってるのは、あくまで設計委託ということで、工事については設計金額が決まり次第また改めて補正させていただくというところで、その中では国庫補助の部分についても上げさせていただくんですけども、今回はあくまで設計の部分のみとなります。ですので、設計の部分については国庫補助は対象になっていないということで、そういう状況になっております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 わかりました。

そして、村債として3,000万円上げられておりますけれども、これについては単なる一般の村債として扱われるのか、あるいは激甚指定が確定した場合、この村債については交付税として後からまた返ってくるものなのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 第2表のところで、地方債3,000万円の補正を上げさせてもうてます。これにつきましては、元利償還金に対しまして財政力指数によりまして交付税措置がございますので、本村の場合、過疎債並みの7割よりも以上の算入で、また交付税として返ってくるような想定をしております。7割は大丈夫と聞いております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第84号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第84号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第 84 号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第 84 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 6、議案第 85 号千早赤阪村監査委員条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 85 号は、千早赤阪村監査委員条例の改正についてでございます。

監査委員の役割は、財務事務の執行や経営に係る事業の管理について監査を行わなければならない、また行政事務の執行について監査を行うことができると規定されております。現在、本村においては毎月の出納検査にあわせて、個別に財務事務の監査を行っていただいておりますが、地方自治法に定める行政事務の執行等に関する監査については、定期的に行われておりませんでした。

このたび平成 29 年 7 月から 11 月に会計事務全般について監査を実施したところ、不適正な会計処理、補助金交付に係る事務等について不適切な処理が発覚しました。二度とこのようなことがないように、職員の意識改革を促してまいります。監査の強化も図っていただかなければならないと実感いたしました。そのため、監査委員の定数を 2 名から 3 名とし、行政運営への監視について徹底を図っていただきたく考えております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第 85 号につきましては、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第 7、議案第 86 号職員の育児休業等に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 86 号は、職員の育児休業等に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、関連する条文の改正を行うもので、育児休業の取得を希望する非常勤職員に対して円滑な取得及び職場復帰を支援するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第 86 号につきましては、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第 8、議案第 87 号千早赤阪村税条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 87 号は、千早赤阪村税条例の改正についてでございます。

本議案は、平成 29 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改定をするものでございます。

内容については、村民税における控除対象配偶者の定義が変更されたことに伴う規定の整備や、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日が平成 29 年 6 月 15 日に確定したことに伴う固定資産税に係る特別措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設による改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第87号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第88号村道路線の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第88号は、村道路線の変更についてでございます。

本議案は、村道中学校前線の路線の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在、村立中学校の敷地内の一部を村道中学校前線が通過しており、生徒、教諭、一般住民、農耕者及び下赤阪の棚田を訪れる観光客など、さまざまな人が自由に通行できる状況にあります。このような状況は交通防犯面において危険であり、教育環境としても好ましくありません。村立中学校や村教育委員会においても、門扉の新設などセキュリティ対策を早急に講じたいとの考えであることを勘案すれば、当路線は行きどまりで、かつ路線変更をしても公益上支障がないと認められることから、当路線を変更するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 詳しいことについては、文教建設常任委員会で質問されるかと思えますけれども、今回提案がありました理由に、中学校のセキュリティ、この対策を早急に講じたいということから、これを変更したとしても余り影響はないというような、村長の今の説明がございました。しかしながら、この間50年以上になるのかちょっとわかりませんが、私が知る限りでは50年近くの間、この道路を一般住民そして観光客、それから農耕者が普通に通っておりました。その中で、村の大きな観光資源として棚田を観光する方々が多く来られます。また、農耕者にとりましてはこの道路が重要な道路であるということ

も重々理解しているところなのですが、そうした人に対する周知が、今は立て看板が上がっていたり広報などでもお知らせしておりますけれども、ここが道路変更されると、観光客にとりましては、バスをおりてから府道を歩いて消防署の裏まで歩くというのは非常に危険でもありますし、距離も遠い、それぐらいはハイキングして当然のことかと思えますけれども、その辺の対策が必要だと思うんです。農耕者にとりましても、今までは中学校下から上っていったけれども、今度からは消防署の裏から通らなあかんということになりますので、この辺の対策はもちろんとられると思えますけれども、ここがなければ、またいろんな不満といいますか、意見が出ると思いますが、このところときっちりと対策がとられるのかどうか、私たちにとっても非常に心配なことです、その辺はどうなのか、総括的に伺いしときたいと思います。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 まず、観光客への対策ということですが、最寄りのバス停につきましては、今中学校前という案内もしておりましたけれども、村民運動場前のほうから最寄りのバス停となりますので、そこは案内は変更をホームページ等しております。今後問い合わせについては、そちらのほうから最寄りのバス停ということで、分署の横を歩いていただくというふうな形を想定しております。

また、車で来られた方につきましても、これまで役場、道の駅等御案内しておりましたが、今年度内に分署横に小さな公園スペースと駐車スペースを設置予定ですので、そちらのほうから駐車していただいて御利用いただくというようなことを考えております。

また、農耕者については、ちょっと現時点では中学校のセキュリティー対策を優先するという点では、現状の分署のところからの村道を御利用いただくということになりますけれども、今後御意見等を聞いて状況を判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 ぜひ農耕者への理解、それと観光客につきましては私のほうが認識不足でしたけれども、中学校下ではなく村民グラウンド下のバス停からでしたら安全といいますか、そうしたことも徹底して住民の理解をしていただきますように、努力していただきますようお願いしときます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第 88 号につきましては、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、文教建設常任委員会に付託をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第 10、議案第 89 号平成 29 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 11 号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 89 号は、平成 29 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 11 号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ 4,060 万 9,000 円を追加いたしまして、予算総額を 33 億 9,951 万 4,000 円とするものでございます。

主な内容でございますが、社会保障・税番号制度システム整備に係る改修や村道中学校前線の路線変更に伴う台帳更新、障害福祉サービス給付費等の経費を補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第 89 号につきましては、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第 11、議案第 90 号平成 29 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第 90 号は、平成 29 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 212 万 9,000 円を減額いたしまして、予算総額を 11 億 5,065 万 2,000 円とするものでございます。

内容でございますが、基盤安定繰入金及び財政安定化支援繰入金の決定による財源更正や特定健診、データヘルス計画策定の業務委託取りやめによる減額を補正するものでござ

います。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第90号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第91号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第91号は、平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案につきましては、歳入歳出それぞれ601万4,000円を追加いたしまして、予算総額を8億5,586万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成29年度実績見込みによる介護予防サービス給付費の増額や介護保険法改正に伴うシステム改修費用及び地域包括支援センター非常勤嘱託員の係る経費などを補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第91号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第92号平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第92号は、平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ525万2,000円を増額いたしまして、予算総額を1億969万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、広域連合納付金の増額によるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第92号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん、御苦勞さまでございました。

午前11時06分 散会

平成29年第4回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成29年12月19日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1 番 田 中 博 治

2 番 関 口 ほづみ

3 番 井 上 浩 一

4 番 田 村 陽

5 番 千 福 清 英

6 番 藤 浦 稔

7 番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

局 長 代 理 松 村 典 英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 菊 井 佳 宏

理事兼地域戦略室長 上 島 豊

地域戦略室参事 幸 雄 一
兼総務課参事

会計管理者兼
総 務 課 長 中 野 光 二

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課参事 西 口 美 和

観光・産業振興課長 北 浦 信 行

理 事 志 摩 暁

教 育 課 長 赤 阪 秀 樹

教 育 課 参 事 薦 亜紀朗

7. 議事日程

日程第 1 議案第85号 千早赤阪村監査委員条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第87号 千早赤阪村税条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第88号 村道路線の変更について（委員長報告）

日程第 5 議案第89号 平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）について（委員長報告）

- 日程第 6 議案第 9 0 号 平成 2 9 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 9 1 号 平成 2 9 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 9 2 号 平成 2 9 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 9 3 号 職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 9 4 号 職員の退職手当に関する条例等の改正について
- 日程第 1 1 議案第 9 5 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 日程第 1 2 議案第 9 6 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 1 3 議案第 9 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 1 4 議案第 9 8 号 平成 2 9 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 9 9 号 平成 2 9 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 1 7 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 8 一般質問

午前１０時００分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、平成２９年第４回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 日程第１、議案第８５号から日程第８、議案第９２号までの８議案につきましては、１２月５日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第１、議案第８５号千早赤阪村監査委員条例の改正についてから日程第８、議案第９２号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての８議案を一括議題といたします。

まず、議案第８５号千早赤阪村監査委員条例の改正について、議案第８６号職員の育児休業等に関する条例の改正について、議案第８７号千早赤阪村税条例の改正について、議案第８９号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１１号）の総務民生所管分について、議案第９０号平成２９年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、議案第９１号平成２９年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）について、議案第９２号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての７議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る１２月５日の本会議において付託を受けました議案７件の審査を行うため、１２月７日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員５名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第８５号千早赤阪村監査委員条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、村の場合、今回定数３名とする理由の一つは、例月監査しかできていない、自治法上の監査ができていないことから人数をふやし専門性を求めることから、今

後そのようなことを踏まえて選任について検討したとのこと。

また、例月財務執行状況に絡めて行政事務についても監査していただきたいが、法律上に規定されている一般監査とは言いがたいため、今後定期的の実施していく。条例上では10日とされているが、10日以後しか歳入が確定しない。25日に監査していたので日を合わせることにした。

追加の1名は、行政実務に明るい方を入れるのがバランス的にもいいのではないかと考えていることでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第85号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号職員の育児休業等に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、非常勤職員の総数は、該当する職員の人数、実績はとの問いに、10月5日現在で46名、想定している職員数はおおむね30名程度と考えている。本村では1年契約が原則なので、原則該当しないと考えているとのこと。

どのような職員が該当するのかの問いに、週3回以上、また年121日以上勤務する非常勤職員で正規の職員の育児休業取得の実績は、現在1名とのことでした。世間的には育児休業をとりにくい環境の中、村でも率先してとりやすい環境をつくってほしいとの要望でした。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく、議案第86号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第87号千早赤阪村税条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、名称を控除対象配偶者から同一生計配偶者に変更された内容はとの問いに、国の地方税法に基づき変更するものとのこと。

都市緑地法等の一部を改正する法律によって影響は、市民緑地の土地に対する固定資産の軽減で、村では現在対象にはない。わがまち条例とは、国が一律に税率を定めていたが、地方自治体が地域の実績に応じて国が定める税率の範囲内で独自に決めることができるというもので、村では国の基準に基づいて3分の1の軽減を図るものとのこと。割合を広げるのかの問いに、6分の1から2分の1の範囲で軽減できるとなっているが、村では市民緑地に関して特別な事情がないと考えていることから、国の基準どおり3分の1の方向で考えていること。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく、議案第87号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第 89 号平成 29 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 11 号）について、総務民生所管分について審査の結果を報告いたします。

審議においては、住民情報系電算委託料の内容はマイナンバー連携テストの委託料とのこと。村でのマイナンバーに関連した事故等は、村の交付数、確定申告等で拒否された場合の村の対応はとの問いに、総務課では事故等は聞いていない、カード交付数は 100 人に達していない程度、村では基本的にマイナンバーの記入をお願いしているが、強制はしていないとのことでした。

障害者福祉関係経費に関連して、自動償還払いのシステム改修については、平成 31 年 2 月のクラウド化時に自動償還についての検討をしたい。現在、府下では実績はない。平成 30 年度以降にするとところは出てくると思うが、把握はしていない。ほとんどのところは来年度にすると聞いている。村は、システムが変更されていないので、自動変換できない状況であれば、対象者が少数で手作業でできないのかの問いに、手作業で計算することは難しい、システムの構築が必要である。平成 31 年 2 月には検討したいとのこと。システム化できないのであれば、対象者には申請方法を丁寧にさせていただきたいとお願いいたしました。

千早小学校についての考えはとの問いに、旧千早小学校区 5 区地区から要望をいただいております。区長と今後の方向性を協議している。道路の問題等を解決できれば、地区と村で協力して有効活用していきたい。現在は村の倉庫として活用しているとのこと。

国保会計の繰出金の内容はとの問いに、法定の繰出金であり、保険料の軽減等は市町村、府、国からの繰入金を補正するとのこと。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第 89 号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号平成 29 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、特定健診の国保連合会からシステムの提供で計画をつくるもので、特定健診の内容が変わるものではないとのこと。データヘルス計画とは、国民健康被保険者のレセプト、特定健診データはこの国民健康保険連合会で集約されている。そのデータをもとに健康管理、疫病予防、重症化予防等を効率よく行うため、保険事業計画がデータヘルス計画で医療機関の電子化が進んだことにより、今まで困難であった医療費や健康診断の内容を分析して、そのデータを突き合わせ、被保険者の健康状態を把握することが可能になったことから、利点を生かし有効な保険事業を実施していく。今後の計画の内容は、データ分析作業を行い、現在取り組んでいる事業評価を行っていき、把握した課題とともに

に、国民健康保険の被保険者として何を実施すべきか、どのようにしていくべきか調査し、今後重点的に取り組んでいきたいと考えている。財政調整基金は現在1億5,000万円、今回補正後の基金取り崩し金額は4,300万円、残り1億円少しの資金とのこと。

2018年度府内全域の保険料を統一されることにより、村としてはプラス・マイナス面はとの問いに、6年間の猶予をもって統一していくことが府の考えだが、村は小さな保険であるので、給付は急にふえることがあるので、安定的に運営されることがメリットだと考えている。村の被保険者には他の市町に比べて高齢者が多い中、給付は今後ふえていくと思っている。いつピークを迎えるのかの検証はできていないが、団塊の世代が今後後期高齢者に移行したら減っていくのではないかと考えている。

保険料統一化によって批判する人はどのような人かとの問いに、村の保険料は今府下最低のレベルの中、府下一元化になると保険料が上がるのではないかと皆さんが危惧されている中、6年間の猶予があるので村の基金を使い、急激に保険を上げることはないようにしていきたいとのことでした。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく、議案第90号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号平成29年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査の結果を報告いたします。

審議においては、地域包括支援センター事業では、現在非常勤嘱託員3名プラス1名とのことだが、村にとって重要な場になってくると思うが、全員非常勤体制について今後の体制はとの問いに、当然正職が本来だと思うが、主任、ケアマネ、社会福祉士は事務局では納まらない、村全体で79名との全体の定員の規模が決まっているので仕事がふえたら増とはいかない。将来には、職員の賃金カットという話も出てくる。また、専門職になれば配属先が決まってくるので、健康福祉課の内部で工夫してもらい、理想的には正規職員の対応に好ましいと思うが、事務職の職員が減となるので、定数外である非常勤で今のところ対応していきたい。

非常勤職員は1年契約かとの問いに、現状では毎年1年契約で、非常勤成績によっては最長5年まで更新のこと。非常勤職員のあり方について、国のほうでも平成32年度より制度が変わる動きがあるので、それに向けて村にとってどのような形が一番いいのか、人件費も抑制しながらトータル的なことを考えながら検討していきたいとのこと。いい人材が他に行ってしまうのではないかと不安があるので、村の実情をよく理解していただきたいとの要望でした。

今後、介護予防サービス給付金の考え方はとの問いには、10月末の要介護認定者数は341名、平成28年4月同じく341名、ただ、軽度の要支援者1、2の方が御利用になるデイサービスやヘルパーサービス、訪問介護サービスを利用されている要介護1、2の認定者数は、10月末では79名、平成28年7月では65名とトータルでは同じだが、要支援だけは14名ふえている。軽度者がかなり伸びている状況である。高齢者率がかなり高くなっているので、村として予防給付に力を入れていきたいと考えているとのことでした。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第91号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第92号平成29年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

現在の被保険者1名当たり保険料、1人当たり保険給付費はとの問いに、11月末現在では被保険者数は1,085名、保険料は7万9,300円程度、28年度決算で1人当たりの給付費は、約97万円とのこと。1人当たりの給付費から保険料を差し引いた額89万円、この金額を保険数を乗じると約9億6,000万円となるが、どこに支払っているのかの問いに、給付に対し公費、市町村、国、負から5割、74歳以下の若い人が4割、後期高齢者の被保険者の保険料が1割とのことでした。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第92号は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、今後委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上、委員長報告といたします。終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

続きまして、議案第88号村道路線の変更について、議案第89号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）の文教建設所管分について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る12月5日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、12月8日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開

催いたしました。

議案第88号村道路線の変更について審査の結果を報告いたします。

審議においては、農地所有者の理解を得ているのかとの問いに、区長会、下赤阪の棚田の会に周知を図り、はっきりとした合意がなされたかと言えばなかなか難しいが、ただ、学校の安全を第一に考えるという点については御理解いただいていると受けとめている。村の農業施策も、ことしより新たに大阪府との協働プロジェクトが発表され、一層発展が期待される中、学校設備であるサブグラウンドの一部をプロジェクトの関係者や来村者の駐車場として有効利用すること、またサブグラウンドから学校敷地内南側に遊歩道を設置し、体育館に抜ける道の設置の提案がありました。

棚田の駐車場の新設については、消防分署の空きスペースに今年度の景観向上事業の一環で小さな公園の整備を考えている中で、駐車スペース6台程度予定しており、棚田観光客も利用できるスペースになる。歩くのを嫌い、棚田近辺まで入っていられるため、そこに車をとめて、車が細い道に入っていない対策については、棚田公園周辺の駐車場は現在閉鎖している状況で、分署横の進入口付近には駐車場がない。村民運動場駐車場が最寄りの駐車場になるという地図をつけ、啓発案内で対応していきたいということでした。

中学校の門扉は2カ所か、ドアホンはとの問いに、門扉は正門、棚田側進入路、サブグラウンドに新しく設置する。カメラ付のインターホンを正面側に1カ所設置することを考えているとのこと。また、中学校の西側の村道沿いの土手北側の農地との境は、フェンス設置を考えている。北側のサブグラウンド、グラウンド東側は既にネットフェンス、バックネットなどが設置されている。周囲全体をフェンスまたは門扉で巻く形で、約170メートルのネットフェンスを考えている。フェンスの材質、形状等については今後設計していく上で、侵入が簡単にできないようなものを検討するとのことでした。

棚田の景観は衰退してもいいのかとの問いに、今後の通路については消防分署から案内することになるが、近辺の散策も含め棚田を楽しんでいただくことも考えられる。

また、棚田の駐車場はとの問いに、区長と話をする中で、農耕者にとって観光客は迷惑、棚田を持っている方は棚田を起爆剤にして村の活性化につなげたい、学校長は生徒の安全は今までは責任を持ってない、利害が錯綜している中、一つにまとめることは難しい。農耕者の方々から細い村道に車が入ってくることは、対向や子どもの通学も含めて危ないということから、観光を切り捨てるのではなく、今守るべきは子どもの安全という観点で、上の駐車場は閉じているとのこと。

消防署横の進入口の看板は不十分で、観光の目玉を取り上げていいのかとの問いに、消防署横に五、六台の駐車スペースをつくることにしているので、観光客についてはB&G

も含めて活用いただき、できるだけ歩いて棚田あるいは村の景色を楽しんでいただくことも観光の一つの方策だと思う。必ずしも棚田の横まで車を乗り入れて棚田を見ることは、村の地形の諸条件からとりづらいている。看板については、小さくてわかりにくいと思うので、早急にやりかえをしたいとのことでした。

トイレはとの問いに、棚田の風景とマッチングしにくいので撤去する方向。B & G、役場にトイレがあります。棚田にはトイレがない旨の案内板を設置し、事前に予防啓発していく方法も一つの方法であり、そのようなことを含めて今後検討していくとのこと。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第88号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第11号）についての文教建設所管分について審査の結果を報告いたします。

審議においては、樹木粉碎機械の用途はとの問いに、今回の台風21、22号により村道及び府道に竹などが流され、現在も民地や河川に竹が倒れ、非常にゆゆしき状態で、竹をチップ化し堆肥にしたり、場合によっては燃料に活用できる機械であり、村で購入し資源の有効利用にも取り組んでいきたい。また、地区に貸し出して地区の方がみずから使用し、今後大雨で村道や川に流れないように事前にやっていただきたいと考えているとのこと。

庁舎内の防火設備の点検はとの問いに、本庁の防火設備については非常ベルしかないので、定期的な点検はしていない。火元の管理者については、早急に対応したい。くすのきホールでは、防火管理者を置いて先日防火訓練を行った。

棚田収穫祭の180万円の財源更正がされ、企業誘致債として計上されているが、これに関連して小売店として小吹台の弁当屋が来ていただいたが、今後企業誘致、小売店などを誘致する場合、今までのやり方がどうだったのか疑問に思う。例えば、どのような内容で地域にどれだけのニーズがあるのか検証された上で誘致に至ったのかとの問いに、問い合わせはありましたが、なかなか実際出店されるところはなかったのが事実で、その中で弁当屋が事業に参加されたわけだが、弁当を求めるニーズがどこまであったかは把握できていなかったのは現状だが、お弁当があって買いに行けてよかったという声もあったので、全くニーズのないところへの支援であったとは考えていない。一定の需要もあったのではと考えているとのことでした。

来ていただいたということで盛り上げていかなければとは思いますが、今後この事業をやるに当たってもっと地域のニーズを検証していただきたい。安易に、やっとならって来たということで飛びつくことは反省材料だと思うとの問いに、飛びつかざるを得ないような環

境に今ある。住民のニーズを聞いてマッチングできるような業者を選べるほど出店がないのが事実である。企業誘致を今やっている。今年度より補助金を1,000万円に引き上げたが来ない。企業誘致施策全体をどうしていくのかは考えなければいけない。小売店舗誘致施策支援も含めて、議会とは十分議論させていただきたいとのことでした。

村で一定住宅が集中しているところで小売店は必要になってくるのではと思う。無理してきたからやろうというのではなくて、こういう理由で結局来なかったというのも一つの結果だと思うので、今後小吹台の店についても、地元のニーズとしてはこのような声があるという交流もしていただきたいという要望がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第89号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。自席にお戻りください。

これより議案第85号千早赤阪村監査委員条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号職員の育児休業等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８７号千早赤阪村税条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８８号村道路線の変更についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第８８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第８９号平成２９年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１１号）について
に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 89 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 90 号平成 29 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 90 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 91 号平成 29 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 91 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第９２号平成２９年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第９２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第９、議案第９３号職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第９３号は、職員の降給に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法では、職員の降給の事由等については条例で定めることとなっておりますが、本村ではこの部分の規定が定められていなかったため、本議案を提出するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第９３号職員の降給に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

この条例につきましては、地方公務員法による人事評価制度の導入に伴い、職員の降給に関し必要な事項は条例で定めるということになっておりますので、今回制定するものでございます。

それでは、議案をごらんください。

第1条につきましては、制定の目的で、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき制定するものでございます。

第2条では、降給の種類を明記しておりまして、降格と降号があります。

第3条では、降格の事由、第4条では降号の事由を定めております。

第5条につきましては、通知書の交付、第6条は受診命令に従う義務を規定しております。

第7条では、その他必要な事項は村長が定めるとして、規則等での詳細な規定を予定しております。

なお、附則としまして公布の日から施行としております。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今回職員の不祥事といいますか、が何件かありましたことに対して村が整理をするということで、条例制定されたわけです。この条例があるからということで、すぐにこの降号、降格に至るまでに、やはり職種が合わないとかそういうこともあるかと思えますので、そこが合わなかったら適材適所で、やっぱりそうしたこともやった上でということがここに措置をとるべきではないかと思えますけれども、その点、例えば事務職、全部が今は現業職がないということですから、土木関係やとかそれから保険のとかやとか、税務関係、数字を見て突き合わすとか、いろいろ職種があると思うんですが、そうしたことは検討していただけるのかどうかお尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 今回条例のほうは制定させていただきましたけど、つくったからといってむやみやたらにこれを使うつもりはさらさらございません。今回、人事評価制度のほうもやっておりますので、人事評価の中でやはり継続して最低区分であったとか、そういった場合に限ってこういう、それによりまして指導等もしまして、それでも改善がなければこういう降格なり降号も使わなければならないと思っております。ただ、人事評価の中では何回か面談等も、課長なりもさせていただきますし、そして必要に応じて人事のほうも入りまして、そういった中で、やはり先生おっしゃるように適材適所というのがございますし、やはり人間関係とかというのもございますので、その辺につきましては、少ない79人の職場なんで、言ったからというて思いどおりの人事はできるかどうかわかりませんが、その辺につきましては人事としてもできるだけ配慮をやっていきたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 ちょっと誤解があるようなので補足をしとくと、別に今回の不祥事があるからこういう条例をつくるということでは全くないということです。地方公務員法上分限処分というのがあって、免職、休職、降任、降給という4つの処分方法が定められてますが、いわゆる降給というのは法律ができたときからあったわけですね。ただ、具体の手續を条例でもって定めてないということで、仮にそういう事案が出たときに、要は処分する手だてがないわけですね。ですから、そのところの規定整備をやるということでございますんで、今回の不祥事があったから何か手続的なところを強化するということではないということは御理解いただきたいと思います。

○田中議長 いいですか、関口議員。

関口議員。

○関口議員 ようわかります。こういうこともあり、村の制度もきっちりと整理するという意味では、このような規定を設ける、ちゃんとしておかななくてはならないということで理解をしております。

それで、今定数が79人ということで、村はいろんな分野にまたがってたくさんのをやらなくてはなりません。職員さんにとりましても、例えば保険課に行ったら、大きなところやったらもう介護保険のこのことだけやっというたらいいというようなことですけれども、小さい村でしたらいろんなことをやらなあかんという職員さんの、そういうこともあるかと思います。この間、村長初め副村長も職員のスキルアップということで、いろいろ言うていただいておりますが、私もそれが必要かとは思いますが、たくさん仕事をやっていかなあかんという、そこもぜひ理解をしていただいて、そして職員の定数が前年77人で、今度79人で非常に少ない中、それをフォローするためにアルバイトで補充をしていただいておりますけれども、やっぱり職員の定数をふやして、アルバイトさん、嘱託さんといえども責任は持ってやっていただいておりますけれども、正規の職員さんで責任を持ち、そして庁内の研修等でスキルアップをしていただいて、双方に上達していただくというのは結構なことだと思いますけれども、今後やっぱり定数についても見直していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 基本的な事柄の確認で申しわけないんですけども、降格と降任の違いについて教えていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 まず、降格と降号というのがありまして、降格につきましては、いわゆる現在4級の職員が3級に落ちる、そういった場合が降格という形になりまして、また降任という言い方をします。あと降号につきましては、4級なり5級がありまして、5級の中でも5の30とか5の32とか、そういうのがあります。そのいわゆる号が下がる場合が降号ということになりまして、その場合はちょっと給料がそれぞれずっとありますので、それが号が下がれば給料が下がりますし、級が下がれば当然4級から3級になりますので、降給指標を使って下がることになりますので給料が下がるということになっています。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 降格の第3条なんですけども、降格の事由に際して、第3条任命権者は職員が降任されれば場合のほかということで、この降格の事由自体に降任ということが出てくるんですね。もし降格と降任が全く同じ内容なのであれば、ちょっとこの第3条の内容はなかなかそごが生まれてしまうように思うんですが、その点いかがでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 濟いません、ちょっと説明不足で。

級が下がる場合もありますし、降任につきましては課長が課長代理になるとか、係長が主査になる、主査が主事になるというような形の降任になりますので、降任になればそれぞれ職種によって級が張りついてますので、また級も下がってくるということになります。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 では、降任というのは主に役職で、降格というのは給料に関して級が下がることというふうに理解してよろしいでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 先生おっしゃるとおり、降任につきましては課長が課長代理になったりとかということで、降給につきましては級が下がるということでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 よくわかりました。

次にお聞きしたいのが、降給に際して例えば、信頼に至る第三者の意見を聞くように定める等公正を期すべく何らかの措置をとるべきではないのでしょうか。その点、お考えをよろしくお願いします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 当然、人事評価等で職務がということになりまして、最低限続けば降格なり降任もありますんやけど、受診命令につきまして、やはり精神的に不安定な方とかそういったものにつきましては、そういった診断書も必要として、やはり課長の職責が精神的には難しいだろうとか、そういった形になればやはり第三者機関とか先生等に相談したり、また診断書を求めると、そういった場合もあるかなと思っております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

田村議員。

○田村議員 わかりました。

降格した場合、その号級の取り扱いというのはどういったふうになるのでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 それにつきまして、昇給する場合も降給する場合も、何ぼやったら何ぼに張りつけるという国の基準がありますので、例えば6の30であって、6は課長ですんで課長代理になる場合につきましては、国の基準どおりの降格昇給表を使って国どおりのところに張りつけるという形になっております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 6級は課長ですか。例えば6級の30が降格になった場合は、5級の30になるんですか。ちょっと確認をよろしくお願いします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 ちょっと例え話でやりまして、6級の30でございますして、6級の30やったら次5級に降格する場合は何ぼになるという、ちょっと早見表というか表がルールに基づいてますので、ちょっと今何ぼというのは言えませんが、当然給料も下がります。反対に、降格だけと違って、課長代理が課長に上がれば、6級の直近上位でなくそのルールに基づいて上がりますので。それが国の基準どおり使っております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 その点についてはよく理解させていただきました。ありがとうございます。

次に、裏面になるんですけど、裏面のイのところですね、ちょっとこちら読み上げさせていただきます。

イ、任命権者が指定する医師２名によって心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに絶えないことが明らかな場合とあります。ありますけれども、こちらの「又はこれに絶えないことが明らかな場合」、この文面の意味というのがよくとれないんですけども、この点についてちょっと説明をお願いいたします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 まずは、医師２名によって心身の故障があるといった場合、また明らかに見て、もうこれに耐えられないというようなことがこちらで判断できる場合もあります。当然、それにつきましては、簡単にはできませんねんけど、やはり所属長なりの面談と、そしてまた人事の面談と副村長等の面談をして、明らかにもう問題がある場合はこういうことになる場合もあるかなと考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 今おっしゃった内容であれば、「又はこれに絶えないことが明らかな場合」、この場合の「絶えない」というのは、忍耐の「耐」を使うべきではないのでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 ちょっとその辺はお答えがなかなかできかねないんですけど、この場合、この降給条例につきまして一応どの市町村でも定めてるものなんで、ちょっとそれを参考の元につくらさせてもうたので、またちょっとその辺につきましては、後日また説明させてもらいます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 京都府の同様の条例を参照させていただいたんですけど、そちらの条例では忍耐の「耐」になっております。

以上です。

○田中議長 いいですか。

○菊井人事財政課長 ちょっと今調べさせてもうてるんですけど、そうですね、先生がおっしゃるように字の誤りでございます。ですんで、修正させていただきます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 以前でも、公告、公の公告と広い広告等ですとか、また前回の全協でも数字の単純な間違いですとか、やはりちょっと単純なミスが多いのではないかというふうに感じます。これからよろしく願いいたします。

○田中議長 要望でいいですか。

○田村議員 はい、要望です。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第93号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第93号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第93号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

関口議員。

○関口議員 これ今田村議員のほうから訂正の話がありましたけれども、通ってしまったらまた次の議会で条例改正出さなあきませんでしょ。だから、これは修正案をここでやって、そして通すという方法があるのではないかと。今可決してしまったんですけれども、ちょっと手を挙げたんですが、見てもらえなかった。その辺はどのほうがいいか。もしもあれでしたら暫時休憩してやっていただくなり、そのほうがもう修正出してもらったら今回で、思うんですが。

○田中議長 わかりました。

暫時休憩いたします、今の件について。時間は10分ほどとります。5分に集結お願いします。

午前10時56分 休憩

午前11時25分 再開

○田中議長 これより再開いたします。

議事日程第9、議案第93号職員の降給に関する条例の制定については、行政からお手

元に配りました修正案が提出されています。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 先ほどの修正でございますが、議案第93号の職員の降給に関する条例の一部を次のとおり修正するということで、第3条の第1項第1号中、括弧書きの「絶えない」をこちらの「耐えない」に改めさせてもらうということでございます。まことに申しわけございませんでした。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第93号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第93号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第93号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第94号職員の退職手当に関する条例等の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第94号は、職員の退職手当に関する条例等の改正についてでございます。

本議案は、退職給付の給付水準の見直しが図られたことにより、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が29年12月11日に参議院本会議にて可決され成立しました。村におきましても、この改正法律に基づき、本条例の改正議案を提案するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第94号職員の退職手当に関する条例等の改正につきまして御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が12月8日に政府原案どおり成立したことによりまして、本村でも同様の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

退職手当の基礎額に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げる改正でございます。

次のページをお開きください。

附則としまして、30年1月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 12月11日の参議院で可決されたものでこれを実施されるということですが、定年を迎えて退職される方、今の100分の87から83.7になった場合、実質どれぐらいの減額になるのか、大まかですけれども、3,000万円あったものがこれぐらいになるというような大まかな数字がわかたら教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 定年退職、大学を卒業して60歳で定年退職された昨年度の例を今年度に置きかえてしますと、大体総支給額で75万円ぐらいの減となる予定でございます。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

関口議員。

○関口議員 うちの村ではどういう状況になるか、大体この程度でこうやっていくと。実際、退職されて、そして減額になるわけですがけれども、例えば全国の自治体でこういうふうにやっておりますけれども、河内長野では組合との交渉が行ってなかったもので、まだこれは実施されないというふうに聞いているんですが、村の組合との交渉ではどういう議論が出ましたか。お尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 職員組合のほうとは公な交渉は2回させてもらいましたけど、その前段階としてはもう何回も、いろいろ交渉というんですか、事前に調整のほうをさせてもらいました。その中で、退職手当だけではなく、組合との交渉につきましては今回御存じのように不祥事がいろいろ起こってるような状況でございまして、いわゆる職員、キャリアアッププランにつきましては村のほうで作成しましたが、そういったことに対して組合のほうはどない思ってるねんというような形で、いろいろそういうものから議論させてもらいまして、ある程度組合ともこういうことが必要であろうということは認識が共有できた中でございます。その中で、人事院勧告と退職手当、そういったものもいろいろ協議のほうはさせてもらいまして、当然組合としたら、後ほど説明させていただきます人事院勧告のほうのアップは認めるけど、これはちょっと待ってやというような、当然議論でございましたが、やはりこの辺につきましては組合のほうも近隣、河内長野はそういう状況ではございますが、社会情勢等々を考えれば、退職手当も最終的には、言うたら仕方がないちゅうような形でもう理解のほうは得られたという状況で。きのうの組合の清流という新聞のほうにも、いわゆるまだ議会のほうは通っておりませんが、一応こういう退職手当の引き下げということはもう決まったような、組合と妥結したというような形での組合からの広報はされておりました。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決する

ことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第94号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第94号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第95号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから議事日程第13、議案第97号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての3議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第95号から議案第97号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正及び特別職の職員の給与に関する条例の改正並びに一般職の職員の給与に関する条例の改正について、相関連いたしますので一括提案するものでございます。

本議案は、主に人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されたことに伴い、これに準じて議会議員及び特別職の職員の期末手当並びに一般職の職員の給料や手当について改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第95号の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、議案第96号特別職の職員の給与に関する条例、議案第97号一般職の職員の給与

に関する条例の３議案につきましては関連いたしますので、一括して御説明いたします。

今回の改正につきましては、平成２９年８月８日付で人事院から職員給与の改定に関する勧告があり、国におきましても勧告に基づきまして一般職の職員の給与に関する法律が改正されました。本村も国の改正に準じ、今回改正するものでございます。

まず、きょう机の上のほうに配付させてもうてました資料としてお配りしております平成２９年人事院勧告、給与勧告の概要につきまして、今回の改正点の概略のほうをまず御説明させていただきます。資料のほうをごらんください。

まず、１として給料表の改正でございますが、行政職給料表につきましては初任給は民間との間に差があることを踏まえ、１級の初任給につきまして１，０００円引き上げまして、若年層につきましても同程度、１，０００円程度の改定がされました。そのほかにつきましては、４００円の引き上げを基本に改定され、平均改定率は０．２％となっております。

２としまして、ボーナス分でございますが、民間支給割合に見合うよう引き上げられ、４．３カ月から４．４カ月に改定されました。

参考としまして、条例での改正内容を表にしております。

網かけ部分が改正箇所でございますが、一般職につきましては平成２９年度１２月の勤勉手当を現行の０．８５カ月から０．９５カ月分に改正し、平成３０年以降は６月の勤勉手当を０．９、１２月も同様に０．９に改正いたしますものでございます。

議会議員特別職の期末手当につきましても、一般職の合計支給月数と同様に、４．３月から４．４に改定するものでございます。

それではまず、議案第９５号の議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正につきまして御説明申し上げます。

議案第９５号の新旧対照表の第１ページをごらんください。

第１条関係は、１２月に支給いたします期末手当を１００分の２３２．５に改正するものでございます。第２条につきましては、３０年以降の期末手当で６月支給分を１００分の２１２．５に、１２月支給分を１００分の２２７．５に改正いたします。

次に、議案第９６号の特別職の職員の給与に関する条例の改正につきまして御説明申し上げます。

議案第９６号の新旧対照表の１ページをごらんください。

先ほどの議案第９５号の議員報酬と同様の改正でございまして、１２月に支給いたします期末手当を１００分の２３２．５に改正し、平成３０年以降の期末手当で６月支給分を

100分の212.5に、12月支給分を100分の227.5に改正するものでございます。

続きまして、議案第97号の一般職の職員の給与に関する条例の改正でございます。

議案第97号の新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の1ページの第1条関係をごらんください。

第3条の2は、特定任期付職員等の給与の特例の改正で、医師、研究員等が対象となりますので、現在本村では対象となる職員は採用しておりません。

第3条の3につきましては、任期付職員の給料の特例の改正で、現在本村では建築職や幼稚園の主任教諭という形で任期付きの職員が対象となります。

続きまして、2ページをお開きください。

第25条につきましては、行政職給料表(2)を削除しましたため、行政職給料表(1)を行政職給料表に名称を変えるものでございます。

3ページをお開きください。

第26条につきましては、先ほど御説明させてもらった人事院勧告による勤勉手当の改正でございます。別表第1表は、人事院勧告による給料表の改正をそれぞれ記載しております。

飛びまして、8ページをお開きください。

別表2につきましては、行政職給料表と級別基準職務表でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

第10条の3項は、56歳を超える職員は2号級昇級していましたが、国制度に合わせるということで、55歳を超える職員は勤務成績が極めて良好や特に良好な場合のみ昇給することに改正しているものでございます。

なお、附則としまして第1条で施行期日、第2条は給料の内払い、第3条は行政職給料表と等級別基準表の経過措置でございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 55歳に達した職員さんは昇給が停止されるということですが、こうなりますと月々の給与に限らず、ボーナスそれから退職金それから退職されて後の年金の支給額にも影響してくるわけですが、その55歳以上に達した方について、今後こういうふうにならざるやと違ってこうなると、これが決まった以降はみんな同じになるわけですが、

その辺の影響が非常に大だと思うんですが、これについてもどの程度削減になるのか。大まかで結構ですので、わかれば教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 55歳で、議案第97号の給料表を見てもろたらわかりやすいかなと思うんですけど、例えば6級の課長職をしたら、6級の35としましたら、35ですんで38万4,600円が現在の給料、それが2号上がりますんで38万7,600円ということで、ここでしたら3,000円のアップするが、これが普通であればしないというような感じになりまして。それぞれ6級だけじゃなく、5級にも4級とかにもおられたら、それぞれのところでちょっと上がり幅が違うんで、一概には何ぼとは言えないと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、上がらないかといえ、その分仕事頑張れ、特に勤務成績等がよかったら、今までどおり2号上がりますので、全く上がらないということではないんで、それを頑張れば上がるというモチベーションを持ちながら職務に専念していただきたいなと考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 55歳過ぎました方につきましても、人事評価によって多少、頑張った人には引き上げられるという、そういう措置がとられるわけですが、これ人事院勧告を実施すれば、交付税算入されるというふうに聞いておりますけれども、その点はどうなんでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 人事院勧告というのは国が決めておりまして、本来なら市町村でそういうのをしなければならない。そういうのがないんで、どの市町村も、大都市は除いて人事院勧告に合わせるとというような状況でございますんで、それが国基準になりますので、当然国基準を上回ればペナルティーがあるけど、国基準を下回るものについては別にペナルティーはないということは聞いております。

そんな中で、やはり国基準を上回るということは、村は財政が豊かであるやろうという見込みになりまして、いわゆる交付税の特別交付税のほうで減額、ペナルティーというかさわれるということを聞いておりますんで。

けさの新聞にも載っておりますんけど、地方交付税が6年連続減しとると。その理由で、ことしについては市町村の地方税が伸びておるから交付税の総額を減らすということでございますが、本村の場合は村税が全然伸びてませんので、やはり交付税に頼らなければならない状況でございますので、そないになりましたらやはり、国基準を上回るようなこ

とをしまして特別交付税に影響が出れば、やっぱり今後の財政運営にも非常に支障を来すということになりますので、これにつきましてはやはり国どおりのほうの基準どおり実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 ということは、村は地方交付税は算入されるということでよろしいですね。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 ちょっと表現だけの問題、地方交付税に算入されるというのでもなく、上回ってたら特別交付税なんかが下げられると。特別交付税だけじゃなく大阪府の振興補助金とかというのもありますので、算入ということはそれを見てもらえること、過疎対策の事業なんか、後々のいわゆる借金部分を交付税に算入されるというんですけど、この場合はもう単に交付税が減らされると、国を上回ればペナルティーを食らうというような表現になるかなと思います。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第95号から議案第97号の3議案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第95号から議案第97号の3議案につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第95号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第96号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第97号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第98号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算(第12号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第98号は、平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ5,535万6,000円を追加いたしまして、予算総額を34億5,487万円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成29年人事院勧告による人件費の増額、村道及び河川災害復旧に伴う工事費用の経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第98号平成29年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明申し上げます。

予算書4ページをお開きください。

第2表地方債の補正で、変更となる起債事業は道路橋梁災害復旧事業で、地方債の限度額を3,000万円から1,600万円増額し4,600万円とするもので、本事業は道路橋梁災害復旧債の対象事業でございます。

12ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、補正額28万5,000円の増、全額一般財源で議会運営費24万9,000円は人事院勧告に基づく議会議員の期末手当の支給率改正による増額補正でございます。職員人件費3万6,000円は、人事院勧告に基づく事務局職員の給与改定による増額補正でございます。この後の総務費からの各項目にわたり、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の増額補正につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、予算書の16ページをお開きください。

7款土木費、3項都市計画費、2目下水道費、補正額12万7,000円の増、全額一般財源で、下水道事業特別会計繰出金でございます。

9款教育費、6項保健体育費、3目学校給食費、補正額20万4,000円の増、全額一般財源で、学校給食センターの非常勤嘱託員の賃金と交通費でございます。

次のページをお開きください。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費は財源更正でございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額4,127万円の増、

財源内訳は国庫支出金 2, 418 万円、地方債 1, 200 万円、一般財源 509 万円で、道路橋梁災害復旧工事 3, 627 万円、村単独分としまして、災害復旧事業測量設計業務委託料 100 万円、土質調査委託料 100 万円、災害応急対策工事 300 万円でございます。

2 目河川災害復旧費、補正額 1, 210 万 8, 000 円の増、財源内訳は国庫支出金 807 万 2, 000 円、地方債 400 万円、一般財源 3 万 6, 000 円で、河川災害復旧工事でございます。

続きまして、10 ページをお開きください。

歳入でございます。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、4 目災害復旧費負担金、補正額 90 万 6, 000 円の増、林業施設災害復旧費負担金でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、9 目災害復旧費国庫補助金、補正額 3, 225 万 2, 000 円の増、道路災害復旧補助金 2, 418 万円、河川災害復旧費補助金 807 万 2, 000 円でございます。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、3 目財政調整基金繰入金、補正額 356 万 2, 000 円の増でございます。

19 款繰越金、補正額 250 万 9, 000 円の増で、前年度繰越金でございます。

21 款村債、1 項村債、10 目災害復旧債、補正額 1, 600 万円の増、道路橋梁災害復旧債でございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 98 号につきましては、会議規則第 38 条第 3 項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第 98 号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第 98 号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第99号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第99号は、平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加いたしまして、予算総額を2億4,374万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成29年人事院勧告による下水道総務費及び下水道建設費の職員人件費12万7,000円を増額補正するものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第99号平成29年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

1 款下水道費、1 項下水道総務費、1 目一般管理費、補正額4万7,000円の増、全額一般財源で、職員人件費は人事院勧告に基づく給与改定による増額補正でございます。

2 項下水道建設費、1 目下水道建設費、補正額8万円の増、全額一般財源で、職員人件費は人事院勧告に基づく給与改定による増額補正でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

8 ページ、2、歳入でございます。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 1 2 万 7, 0 0 0 円の増で、一般会計からの繰入金でございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 単純な質問なんですけれども、歳出のほうで職員の給料と期末手当は下水道管理費として出てる分と建設費として出てる分は、どういうふうにすみ分けされてるのか教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 一般管理費のほうにつきましては、課長代理 1 人分の職員人件費でございまして、下水道建設ということで担当者 2 名の人件費を毎回こちらのほうで計上させておりまして、一応課長代理なんで総務的な感じで、あと担当なんで現場の建設費ということで、人件費のほうも割り振りしているような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 これ一緒にはできないんですか。何か、何でやねんという、単なるそれだけのことなんですけれども、やっぱりそういう基準があつてこういうふうに分けてるということであれば、それはそれでいいんですけれども。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 一応、下水道のほうの会計の中で総務系と実際の建設費の分の予算を組んでますので、決算統計とかの関係上、うちの場合は少ない人数なんで一緒にしてもさほど影響もないかなと思いますんやけど、一応下水道なりの決算統計上では、やはりそれぞれのほうで人件費、かかっている分を計上しているような状況でございますので、今後そういった形で一緒にできるんかどうかちゅうことも、改めてまた原課とも協議しながら考えたいなと思っております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第９９号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第９９号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第９９号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第９９号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１６、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１７、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を

行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

13時から再開をいたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○田中議長 午前中に引き続き再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。よろしくお願いします。

私のほうからは、若手職員の人材育成と休職者等への対応についてであります。

まずは、10月1日に新規採用職員が3人採用されていますが、職員募集のホームページでは職員77人中30人が若手職員とPRされていました。若手職員が占める割合が高い状況の中で、例えば先日の台風21号の対応を見ても、かなり私個人的にもいろいろ聞きました。新規採用の若手職員の人材育成が重要であり急務と考えます。小規模自治体の本村では、幅広い業務に対応できる能力が必要だと思うが、今後の村政の中核を担うべき若手職員の人材育成にどのように取り組んでいこうとしているのか伺います。

次に、また長期休職されている職員が2名いると聞いているが、いつまで身分保障されるのですか。休職者以外にも病気休暇されている職員が頻繁にいるようである。現在は79人と聞いておりますが、職員数に対して聞けば、休職や病気休暇の割合が非常に高いと思われる。休職や病気休暇されるとほかの職員に大きな負担になる。休職したからとはいえ、すぐには職員採用にできないが、どのように対応しているのか。また、休職や病気休暇の職員が出ないため何らかの対応が必要ではないのですか。

以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、若手職員の人材育成と休職者への対応につきまして御答弁申し上げます。

先ほど先生から御指摘ありましたように、10月1日までは77人でしたが、現在は7

9人の職員数に対して33人が若手職員というような感じになっておりまして、先生御指摘のように、本村のような小規模自治体では、特に幅広い業務に精通した職員の人材育成が大変重要であると認識はしております。そして、先般の全員協議会のほうでも報告させてもらったように、平成29年9月に職員の能力及び質の向上を図るためにキャリアアッププランのほうを作成しました。そして、それぞれ職員の階層に応じまして必要な能力を身につけるための研修に現在取り組んでいるような状況でございます。

その中で、新規採用職員には今年度から独自の研修としまして、係長級の職員が講師となり、村の各種業務に関する研修を実施させてもらいまして、また職員が外の研修で学んでいたことをみずから講師となって職員に伝授するような研修のほうも行っております。そしてまた、昨年度からは災害時の救援救助活動に対する心構えなどを取得するとともに、困難に打ちかつ粘り強い精神力の養成や、チームワークでなし遂げる達成感などを養うための自衛隊体験入隊研修のほうも実施しております。

人材育成には、職員が日常的に業務を行う職場の中で行うことが基本であることから、それぞれの職員が与えられた職責や役割をしっかりと自覚し、通常の業務に携わりながらスキルアップの向上を図っていくための職場内研修の充実をより一層図っていかなければならないと痛感しているような状況でございます。

そして次に、休職者などの状況でございますが、現在長期休職者が2名、病気休暇が1名、そしてそれ以外にも若干精神的に不安定的な職員が数名おられ、先生御指摘のように、職員数の割には大変高い割合となっている状況でございます。人事院規則に準じまして、村の条例のほうでも病気休暇は90日、地方公務員法で分限休職は最長で3年間可能ということで身分保障がされている状況でございます。先生御指摘のように、長期休職中であっても定員管理上の職員数には計上となりますので、休職となった職員がいても職員採用は困難な状況であります。新規採用は困難な状況でありますので、非常勤職員等で対応しているような状況でございます。結果的には、他の職員には多大な負担をかけるとともに、非常勤職員を雇用しなければならないということで、財政的な負担も大きくなっているのが現状でございます。

休職者の要因につきましては、一般的には業務内容や人間関係だけではなく、家庭の状況などさまざまな影響があり、私と衛生管理者である西口保健師などで主治医や本人との面談を行い状況の確認を行っているような状況でございます。今後は、精神的に不安定な職員が気軽に産業医や第三者機関に相談できる体制を構築するとともに、過去に精神的疾患等で休職や休暇された職員などに対しまして、第三者機関からのアンケート調査を行い、匿名化したような状態で原因究明に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

休職や病気休暇の職員については、身分保障で守られているので、すぐには免職できないことは理解しますが、負担を背負って頑張っておられる職員には、モチベーションが向上するよう組織として、課長だけでなく村長等も最大限の配慮を願いたいと思います。

職員の人材育成は、答弁いただいたように、通常の業務にかかわりながらの職場内研修が重要であると私も認識しているので、課内だけでなく組織全体で職員を育てていただきたい。人材育成については、私も前の仕事、警察在職中は苦勞した経験があり、一朝一夕に容易にできるものではないと認識しているところですが、村役場の場合、若手職員が多い割には職員に活気がないようにも思われます。少ない職員数で個々の業務に励んでおられると思うが、若手職員が多いのだからもっと活気があってもいいと思っております。また、住民からは役場のどこに行ってもいいのかわからないとの声もちろほら聞いたことがあります。来庁者が声をかける前に職員みずから挨拶するなど、職員の意識改革が必要と思われます。少子・高齢化で千早赤阪村に元気がないと言われる人もおられますが、それ以上に役場職員に元気がないようにも見受けられる、村の元気は役場からだと考えている具体的な方策があるか、答弁を願います。

○田中議長 菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 先生のほうから大変厳しい御意見をいただきまして、ありがとうございます。確かに、私自身も根拠がありませんが、役場内には元気がないというふうな感じでは認識のほうはしております。そして、若手職員から管理職職員を含めまして、日々の業務に追われているような状況ではありますが、やはり通常から報告、連絡、相談も含めまして、部下が上司に積極的に意見や提案、議論などができる活気あふれる職場環境に努めてまいりよう、また各課のほうに改めて指示等をしてまいりたいと考えております。

そしてもう一点、役場来庁者に対しまして、本村の場合は課が大きい大課制という形になってますので、固定資産税は総務課で、国民健康保険は住民課といった、課の名称になってますので非常にわかりにくいと認識のほうは村もしております。そして、村長の選挙のマニフェストでは職員の意識改革を図り、村民に気持ちよく役場を後にしていただくよう、ワンランク上の住民サービスを提供してまいりますと掲げておりますので、来月平成30年1月から役場の職員研修も兼ねまして、フロアマネジャーというような感じを設置のほうを試行してまいりたいと考えております。フロアマネジャーにつきましては、仮称

でございますが、来庁者が多いと聞いております月曜日と金曜日の午前中の1時間程度、正規職員、理事から主事まで全員が交代制で役場本庁の警備員のカウンターの前ぐらいのところに立ちまして、来庁者が質問をするのを待つのではなく、職員がみずから元気な挨拶、笑顔で応対をモットーに、困っていそうな人に積極的に声をかけて案内や対応を行い、住民サービスの向上に努めてまいりたいというようなことを現在考えておりまして、1月から試行のほうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○田中議長 再質問をお受けします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

○田中議長 はい。

○藤浦議員 ありがとうございます。

人材育成の手法は、多種多様で奥が深いものであるので、キャリアアッププランを構築して終わりではなく、運用のほうが重要であります。特に、若手職員には千早赤阪村をもっと知ってもらう研修が必要だと思うので、地域の活動などがあれば積極的な参加を願いたい。私も、これからは課長だけでなく若手の職員にも積極的に声をかけ、村の課題や政策など議論させていただきたいと思っております。要は、やりがいのある職場、明るい職場が大事で、机に座っていかにも仕事をしてるように、パソコンに向き合ってるだけが仕事ではないので、立ち話程度でいいので話し相手をしていただきたい旨、要望とさせていただきます。

以上です。

○田中議長 第2番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告に基づき、次の3点について質問をいたします。

1点目は、公共交通についてで、今後の村の方針は。

平成26年12月議会において、新しい公共交通のあり方について質問したときの答弁でございますけれども、本計画は村民の誰もがわかりやすい、使いやすい、みんなで支えるを基本方針とし、皆様の移動手段の確保、既存の公共交通との連携、村民の行政、事業者が支えることを目標とすることでしたが、あれから3年過ぎようとしております。今後の村の方針をお伺いいたします。

2点目は、遊休農地の利活用についてでございますけれども、これもことしの9月議会において同じテーマを質問したときの答弁でございますけれども、1つに、本年度から大阪

府と協働で農地活性化プロジェクトを実施していく予定であり、その中で企業参入による圃場整備や農場への新規参入を促進する取り組みを進めていく。2つ目には、農業委員会に関する法律改正により、農地利用最適化の推進が委員会として必須の事項になった。その中には、遊休農地の対策も含まれており、農業委員会と農地の有効活用する方策について議論を深めていく。3つ目には、遊休農地の実態把握はどのようになっているのかについては、農業委員とともに遊休農地と農地転用の現地確認を行う農地パトロールにより把握を努めるということでございました。

今回、9月議会で質問して、12月においてまたこの同じ質問はいかがかと私も思っているんですけども、私にとって農地をどう生かすかが村にとって大きな課題であると私も常々考えております。

そこで、もう一度伺います。農地の活性化プロジェクト関係の進捗状況は。2つ目に、農業委員会での活動状況は。3つ目に、農業パトロールの状況は。

以上、3点でございます。

最後に、質問事項3点目でございますけども、環境条例策定に向けたプロジェクトの結果は。条例制定に向けて第1回ワークショップが行われましたが、そのときの条例の基本的な考え方や環境条例の構成等の勉強を行ったとのことだが、次の3点についてお伺いいたします。

参加者は19名であったが、19名はどの地区から参加であったのか。2つ目に、特に大きく出た意見は。3つ目に、今回も同じメンバーで行うのか。

以上、質問事項3点について担当課の答弁を求めます。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 地域公共交通につきまして御答弁申し上げます。

地域公共交通につきましては、平成27年3月に千早赤阪村総合交通計画を策定するとともに、平成27年度及び28年度におきまして、新たな地域公共交通に係る実証運行を実施をいたしました。平成27年度は9月と10月の2カ月間、近鉄タクシーのほうに委託をいたしまして、定時定路線型として1乗車につき100円の有償運行として実施をいたしました。また、平成28年度は8月から11月までの4カ月間、役場所有のワゴン車2台を使用いたしまして、定時定路線型とデマンド型の2方式の併用により、無償運送として実施をいたしました。

今年度は、この2カ年の実証運行の結果等を踏まえまして、諸課題の分析と他の市町村の実態等につきまして調査をしてきたところでございまして、現在平成30年度の新たな枠組みでの実証実験に向けた制度設計を進めているところでございます。具体的には、従

来の交通空白地対策や乗り継ぎ利用の促進の目的は継続をしつつ、利用者の安全性の確保、狭隘な道路の対応、村内外でも利用可能となるタクシーの利用助成制度を検討しております。

詳細な制度設計につきましては、現時点ではまだ煮詰まってはおりませんが、対象者といたしましては75歳以上の高齢者の方、それから運転免許証の返納者、障害者手帳などをお持ちの方、妊産婦の方を現時点では想定をいたしておりまして、発着いずれかが村内となるタクシー利用につきまして、1回当たり定額での助成が可能となる利用券を交付する方向で現在検討しております。

なお、この新たな実証実験につきましては、去る12月15日金曜日に開催をされました千早赤阪村地域公共交通協議会での議論を踏まえ、引き続き詳細設計について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

上島理事においては、今の御答弁、1つ新しく踏み込んだ御答弁を頂戴しましたんですけども、過去に議員研修で、今現役でここに3人経験者がおるんですけど、公共交通について研修に行きました。そのときは、今から振り返ってみますと、うちと比べますと、既存の交通路線が廃線になったことにおいて、その地区がこういう公共交通をやったと。初めに一つの基礎ができておりますので、とても取り組みやすかったというのが、その研修へ行った結果でございました。今回、うちのこういう2回の実験をしていただいた結果、今の御答弁にあったんですけども、そこで1つ、うちらと数年前ですけど、この地域と全然比べ物にならない感覚が、私も今現役の方3人おられるんですけど、経験なさってますから感じ取っていただいていると思うんですけどね。そこで、うちの事情を考えてまして、ここで再質問させていただきたいんですけど、この2年間の実証運行の結果を踏まえて、今回新たな実証実験の中で、2つちょっと質問させていただきますので御答弁願いたいと。

どの程度の人数の方が対象になってくるのか。それから、もう一点は、これなかなか難しいと思いますけども、実証実験で必要となる経費、それが幾らぐらい今のところ見積もりというんですか、想定なさってるのか、この2点についてお伺いいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 対象者となります人数でございますけれども、本年10月末時点で想定をします数字でございますけれども、75歳以上の方につきましては、来年度平成30年度に到達される方を含めまして約1,200人程度、それから障害者手帳などをお持ちの方につきましては約160名程度、それから妊産婦の方につきましては約20名程度で、この3区分の合計で約1,400名程度を見込んでおります。また、これに免許証返納者の方、これはちょっと実際の数字はわからないんですけれども、の人数を加えた者が今回の実証運行の対象となる人数であるというふうに考えております。

費用につきましては、今後の実証実験の実施時期でございますとか、制度設計の検討によりまして大きく左右されますことから、現時点でお示しするのは困難でございますけれども、引き続き制度設計の検討を進めまして、来年3月の村議会におきます30年度当初予算案におきまして御審議をいただければなというふうに考えております。よろしく願いします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

この問題は、早急にできるというような気持ちは今のところは持ってませんけれども、特に今の御答弁のあるように、高齢者が多い村になってきましたものですから、やはり2回の実験を得たことにおいて、村民は早うしてくれへんかなという要望がやはり多ございます。ですから、その点について今回3回目の実験に入るわけでございますけれども、入るという、まだ決まってるわけじゃないですけども、そういう形で、ぜひとも村民の要望にかなえる。私らもこの平成会といたしましても、やはり同じ共通の話題を持って勉強させていただいて、こちらのほうからこういうことはどうですかと提案をさせていただきますので、ぜひともこの問題に対して、先ほど藤浦先生もおっしゃいましたけども、職員さんのパワーが絶対必要やと思いますので、これに対して一生懸命取り組んでいただきたいと要望して、この問題を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 今の要望でいいですね。

○山形議員 はい、結構です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 遊休農地の利活用について御答弁申し上げます。

御質問の趣旨から、農の活性化プロジェクト関係の進捗状況、農業委員会での活動状況、農地パトロールの状況の3点について御答弁いたします。

1点目、大阪府との協働事業であります農の活性化プロジェクトによる遊休農地対策に

ついてでございます。

企業参入による圃場整備については、候補地の選定に当たり地元から声の上がった2つの地区で、事業概要等の説明会を実施いたしました。うち1つの地区では、参加者の同意がありましたので、参入企業の確保に向け、現在大阪府と調整中でございます。

イチゴの産地化による新規就農者の確保につきましては、イチゴ営農希望者を対象とした講座イチゴアカデミーを開講いたします。来年2月から約15カ月間、基礎技術や経営戦略等の講座及び農家での実習を予定しております。現在、参加者の募集をしております。

2点目、農業委員会での遊休農地対策については、農業委員会委員への研修として大阪府農業会議から講師を招き、農業委員会法の改正による農地利用最適化の推進の趣旨説明等を行いました。今後、農業委員会で農地利用最適化の推進に関する指針を作成し、耕作放棄地の発生防止、解消を初めとする実践活動に取り組む予定です。

なお、さきに御説明いたしました圃場整備事業説明会においても、農業委員会委員が地元との調整役として参加しております。

3点目、遊休農地の実態把握と農地パトロールについてでございますが、農業委員会による農地パトロールは例年1月ごろに実施しており、昨年度は1月19日から30日にかけて688筆の農地を確認いたしました。農業委員会委員が担当地区ごとに3名程度のグループで農地の状況を現地確認しております。今年度の実施は、現在調整中でございます。

以上、進捗状況等について御説明いたしましたが、これらの取り組みを通して農地の有効利用を図っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 私も、この問題を9月からやって3カ月もたたずに、冒頭にも申しましたけれども、やはり担当課としてはいかがかなと思っではるかもわかりませんが、再度12月に質問させていただいたんですけど、今一番答弁の中で、私も正直言って後から同じことを申しますが、農業委員として2年間務めさせてもらった経験からいって、この問題は大変やなと、農業委員の気持ちもよくわかるんですけども、今ちょっと1つ、2つ質問をさせていただきますけども、なかなか私の経験では、今から質問をすることは答えにくいかわからへん。だから、答えにくかったら答えてもらわんでも結構ですよって、ちょっと。あなたを困らすわけじゃないんですけども。気持ちはようわかってますねん、2

年間の経験で。ですから、今から言いますよって、ちょっと答えてやってください。

候補地が選定に当たって2カ所が出て、1カ所が参加者の同意がありましたという答弁、その地区がどこである、これが1つね。それから、イチゴ営農希望者の講座を開いて、そしてこれからやっていくと。これを募集なさってるということを今答弁いただきましたけど、何名というんか、どういう人数がどれぐらいの形で募集してやるのか、これが2点目。その次に、農業委員会での研修ですね、これ今の答弁の中では府農業会議から講師を招き、農地利用最適化の推進の趣旨で説明会をしたと。そのときに、ここちょっと難しいんかわかりませんが、委員の中からどういう御質問が出たのか、この3点、先にちょっと聞かせてください。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 まず、企業参入の圃場整備の説明会をさせていただいた中で、1つの地区が同意があったということですが、これは上東阪地区になります。説明会では、地権者とあと担当農業委員それから地区長が同席という形の中で、大阪府との協働事業でありますので、南河内農と緑の総合事務所さん、それから当課から事業概要について説明をさせていただきました。後ほど、各地権者から同意書を御提出いただいたというような状況になっております。

それから、イチゴアカデミーにつきましては、後ほど理事のほうから御説明させていただきます。

3点目の、農業委員会での意見ということでございますけれども、農業委員会としても、やはり遊休農地といいますか不耕作地がふえていくというのは問題としては認識しておりますけれども、できればやはり地元の農家さんが規模拡大するなどによって不耕作地を引き受けていくという形が理想的であるといった御意見はいただいております。ただ、それに向けてどういった具体的な方策ができるのかというのは、まだまだこれから議論の対象となる状況でございますので、それは今後農業委員会での議論を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 志摩理事。

○志摩理事 イチゴアカデミーについて御答弁申し上げます。

イチゴアカデミーにつきましては、新規就農者の確保を図る観点から実施させていただきます。具体的な中身につきましては、イチゴの栽培技術から販売戦略に至るまでを勉強していただいて、農業経営に必要な知識を身につけていただく座学と、実際に千早赤阪村の3名、河南町で1名の農業者のもとでの生産補助で実際に研修していただく実習と2つ

から成っております、募集人員につきましては、この実習については農家さんの数が受け入れが、それぞれ農家さんに対して1名が限度となっておりますので、4名が募集定員となっています。ただ、座学については講義形式ですので、その他の4名に限らず大阪府内の農業者さんなら受講していただく方向で、今どういう具体的な募集方法をするかについては大阪府と調整しているところですが、受講していただけるように考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 今の御答弁、課長、ありがとうございます。

なかなか僕も偏見的な、ちょっと持ってたんで。農業委員会というやつは、なかなかこういう一般質問の中で、私の経験ではなかなか出てない。私も、傍聴を2回してもらいたいと言うたときに、前もこの場で言ったと思いますけど、農業委員会には来るかと怒られた経験があります。議員の立場で何を話してはんのかなと気になっていたわけ、これはもう守秘義務があって、名前が出てくるし、なかなかそんなんを山形さん、先生ちょっと来てもうたら困るねんと言われた委員さんが今頭の中にあるんです、まだ。ですから、ちょっと課長を困らしたろうという気はないんやけども、そういう質問をさせていただいたんですけど、今の御答弁ありがとうございます。

そこで、最後にちょっと課長、もう一つ答えてほしいねんけども、私この遊休農地の実態把握というものは、もう絶対必要やと思う。私ら議員の仲間としてもやはり、僕も43年間商売人ですよって、土地あいてたらどっか使わせてくれへんかというたら、こっちも知らなかったら何にもでけへん。もしそういう人があっても、こういうところがあるから一遍ちょっと課に相談するわと、そんなんが、私もサラリーマンで、ここで営業マンになりたいんですよ、議員として、村の遊休農地を生かすために。そのために、私は今の質問するやつが一番私にとっては一番大事やと。遊休農地の把握を僕自身が持ちたい。議員も持っていただきたい。そしたら、うまいこと行かんいうたら、案外ええ絡みが出てくるん違うかなと、そう思いますので、ぜひともこれから農業委員会の中のあったことに対して、これから再三質問させてもらいますけど、ちょっと情報も頂戴しながら、お互いに共有しながらこの遊休農地というものを全体でやっていく必要があるかと、そう思ってますので。

課長、今の質問に対して何か御意見があったら伺います。なかったら結構です。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 農業委員会の本来業務の中に、農地利用最適化の推進という

ものが今回法改正でつけ加えられたというのがありますので、農業委員会としても遊休農地の解消に向けて活動していく必要がある、またそれをしていこうと思えば、実態把握がまずは必要であるというふうに考えております。

という中で、農地パトロールにつきましても、単に例年どおりということではなくて、農業委員さんとのこれからまだもう少し調整、相談が必要でございますけれども、時期や実施方法については工夫していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

○山形議員 もう要望はありません。よろしくお願いいたします。終わります。

○田中議長 質問事項３番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 環境条例策定に向けてのワークショップの結果は、について御答弁申し上げます。

（仮称）千早赤阪村環境条例の策定に向け、第１回のワークショップを１１月１日に実施いたしました。当日は、公募により申し込まれた２１名中１９名の方に参加いただきました。条例の基本的な考えや構成などの説明を受けた後、グループに分かれて村の環境に関する課題や守りたい環境について意見を出し合い、整理した後、グループごとに発表し、全体で意見の共有を行いました。

御質問１点目の、各地区の参加人数でございますが、森屋地区１名、水分地区１名、川野辺地区１名、中津原地区１名、東阪地区２名、千早地区２名、小吹台地区１１名、計１９名の方に参加いただきました。

２点目の、特に多く出た意見でございますが、環境課題としてはごみの不法投棄、自動車解体業関係、肥料工場の悪臭、イノシシ等の獣害などございました。守りたい環境では、金剛山の自然、豊かな環境、棚田などで、歴史的な遺産を守りたいというような意見も多くございました。

３点目の、次回ワークショップのメンバーでございますが、公募により申し込まれた２１名中２０名に参加いただき、１２月１３日に開催いたしております。３回目の開催につきましても、同じメンバーで開催したいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 この環境条例策定について、今一生懸命取り組んでいただいて、ワークショップも第１回目をしていただいて、今の結果報告を頂戴したんですけども、私も小吹台地

区の人間でございますので、もちろん入り口問題が起こったからこういうことが、環境条例をつくってほしいという話が上がってきて、私が言い出しっぺになって議会にお願いした結果、今現在こういう進行中という形になってきたんですけど、これはうれしいんですけど、これも同じ私がここに、小吹台から3名選出させていただいておりますけど、共通の話題で今までこの入り口問題に取り組んできました。その取り組みの生んだ結果、環境条例をつくっていただくということで、これから御議論をしていただいて、他所の環境条例もあるかと思えますけれども、うちなりに努力していただいて立派なものをつくっていただきたいと思うんですけども、そこでちょっと二、三、質問させていただきたいと思えます。

このメンバーの中の年齢層と男女の割合、これ1つ、ちょっと教えてください。それから、今登用数にしては、やはりこれからこういう環境条例をつくることにおいて、若い世代にバトンタッチをせないきません。ですから、若い世代にも参加してもらうためには、やはり若い世代の登用が1つ、それからまた、特に女性の登用が僕必要やと思っておりますので、この3点、ちょっと御答弁願います。

○田中議長 池西住民課長。

○池西住民課長 まず、ワークショップの参加者の年齢層でございますけれども、50歳代が1名、60歳代が8名、70歳代が12名となっております。次に、男女別でございますけれども、男性11名、女性10名でございます。質問の、ワークショップへの若い世代の参加については、村といたしましてもより若い世代から参加いただきたく、参加の募集要件といたしまして、18歳以上の在住、在勤者を対象に募集しましたが、ただいまお答えいたしましたとおりの状況でございます。また、検討委員会への女性の登用につきましては、第2回のワークショップ開催後、参加者に協議いただき、事務局から女性委員の登用をお願いいたしました。しかし、残念ながら女性委員を選抜していただくことはできませんでした。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

今私らがこういう問題を受けて、問題が起こって条例策定をお願いしてるわけですが、先ほど申しましたように、やはり引き継いでいただくのは、これは若い世代です。もうここでつくるのはもう大分先になると思えますけども、特に、今からちょっと御質問させていただきますけど、今後この審議会においても、この女性や若い世代の登用につい

て、今残念ながら何も女性はいなかったということでしたけど、積極的に取り組んでいただきたい、これが1つ。

最後に、環境条例検討委員会のメンバーの開催予定、それからもう一つ、条例条項というんですか、時期についてどういう考えをお持ちになってるか、ちょっと教えてください。

○田中議長 池西住民課長。

○池西住民課長 検討委員会のメンバーでございますけれども、法律や環境に関する有識者2名、府の環境関係の職員1名、ただいま言いましたように、ワークショップから3名を予定しております。上程までの今後の予定につきましては、1月上旬に第1回の検討委員会を開催いたしまして、条例の構成等を検討いただきます。2回目を1月下旬、または2月上旬あたりに予定しております。ここでは条例の素案を検討していただきたいと考えております。2月には、第3回目のワークショップを開催いたしまして、3月中に第3回の検討委員会を開催し、条例案を検討いただく予定でございます。その後に、4月にはパブリックコメントを実施し、住民の皆様から幅広く御意見をいただき、6月に条例案を上程したいと考えております。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 再々しつこいようですねんけども、今のこの答弁の中に有識者が2名、それから府の環境関係職員が1名、ワークショップから3名、さっき答弁ありましたように、ワークショップの中から、多分これ男性やと思いますので、願わくば有識者の2名の中から女性の登用をぜひともしていただくように要望して、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 第3番目の質問者、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほずみです。私は、さきに通告しております2点について質問いたします。

初めに、台風21、22号による被害対策について伺います。

10月に発生した台風21、22号により、千早赤阪村でも土砂崩れ、浸水、建物の倒壊や交通網の寸断など多数の被害が発生しました。22日は総選挙の投票日という中、村では秋祭りと台風が重なり、各方面に大きな影響が出ました。今後も地球温暖化が進む中、台風や豪雨被害の多発が予想されます。住民の安心・安全の確保のために、今回の大雨を伴う台風への対応から、防災体制の点検や教訓を導き出すことが大事だと考えます。

村は、総選挙の投票開票事務もある中、災害対策本部を設置し、職員総出で避難箇所設置や警戒被害対応に当たりました。11月6日に行われた全員協議会で、台風の被害状況が報告されました。それによりますと、10月14日から23日まで降り続けた雨量は482ミリ、これは29年度10月25日までの雨量1,486ミリの3分の1の雨量に上りました。避難状況は、くすのきホールなど村内4カ所に、22日110名、29日6名が避難されました。村道、生活道路など25カ所、河川3カ所、建物では住宅の床上浸水3戸、床下浸水5戸、倉庫の全壊2棟、土石流2カ所、土砂崩れ15カ所、山林農地被害など64件、その他国道や府道の被害もあり、村内の数カ所で道路が寸断され、小吹台への南海バスは3日間不通になるなど、住民生活に大きな影響が出ました。今回の台風で、山間地域での被害を改めて知らされたところでございます。

台風の復旧作業は、今も続けられておりますが、国や府への申請手続などには地区長さんなどにも大変な御苦勞をおかけしてきました。そこで、今回の被害総額は幾らぐらいになったのかお伺いいたします。また、今回の台風は国の激甚災害に指定されたことにより、農地や林地への一部補助が適用されますが、民有地には適用されません。村内では、民有地の被害も多く出ております。村として救済できないのかお尋ねいたします。

次に、国保料の軽減を求めて質問いたします。

平成30年度から国保の都道府県化に当たって、大阪府は保険料率や減免制度を府内で一本化するとしています。これにより、保険料の大幅値上げが懸念されております。大阪府は、ことし2月保険料の粗い試算として公表したことを受けて、村は府下のどの市町よりも先駆けて、平成29年度から1人当たり約2万円を引き上げを行いました。29年度当初予算では、保険料据え置きが提案され、3月15日の最終日に当初予算は全会派賛成で可決しました。にもかかわらず、国保料引き上げの予算がその日に提案され、日本共産党以外の議員の賛成で可決されたわけです。その時点で、引き上げを実施した自治体は村以外にはなく、現在においても引き上げを実施している自治体はないと聞いております。

村は、今後毎年2万円程度を引き上げる計画であることも村の広報紙で知らされました。この間、保険料については多くの住民が引き下げを求める要望を重ね、平成27年度よりようやく引き下げが実施され、その時点では府下で一番安い保険料となっていました。ことしの引き上げによって、村の保険料は府下のどの位置にあるのかお知らせください。

また、10月25日、大阪府は2回目の保険料の新たな仮試算を公表いたしました。2月試算よりも値上げ幅は抑えられたものの、統一保険料となると大幅値上げになるという

本質は変わっておりません。また、府は今後改めて来年度の保険料率の仮試算を行い、本算定を行う予定だと聞いております。今回の試算では、2月試算よりも低くなっておりますが、村は今後予定どおり毎年引き上げを行う予定かお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 台風21号によります被害状況について御答弁申し上げます。

まず、被害総額ということでございますが、これは超概算の費用になりますけれども、村道で復旧予算として約1億円、農地等につきましては約1億2,000万円程度、林道では約4,000万円程度、民有地につきましては、試算のほうはいたしておりません。

民有地に対しての支援についてでございますが、民有地につきましては個人の財産であり、基本的には所有者の責任において復旧していただく必要があるというふうに考えております。災害救助法では、住宅の滅失が30世帯以上ある場合について適用になるというようなことでございますけれども、あくまでも住居に対しての支援ということでありまして、宅地については適用はされませんので、行政として介入することは難しいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 概算の概算ということで、農地で1億2,000万円、林道で4,000万円ということでありましてけれども、民有地は全くこちらには要望が入っていないということですので、やはり民有地についてもどの程度の被害があったというのはこちらに報告がありますけれども、その点で、民有地はもう補助の対象にならないということで放置してということになりますと、やはりもう村から出ていこうかと、ますます寂れるということになりますので。もちろん、ブルーシートその他の援助はしていただいておりますが、全く民有地についてはできないということで終わらなくて、何らかの方法を検討していただきたいと、再度お尋ねいたします。

それから、今回避難所には100名を超える方が避難されておりますけれども、これは過去にこういうことはなかったと思うんです。その点で教訓になるようなことがあったのかどうか、お尋ねいたします。

○田中議長 答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、支援ということでございますけれども、当然住民さ

んのお気持ちというのは大変よく理解をしてるというところでございます。村として何ができるかということでございますが、国の制度としましては、土砂災害の警戒区域いわゆるレッドゾーンに入っている住宅につきまして、住民さんみずからが住宅の移転であったり、住宅の補強する場合について一部補助する制度がありますので、村としてはその制度が利用できるような要綱の制定等を今現在検討しているというところでございます。

また、避難所についてということでございますが、なかなか今回のような大規模な避難というのは多分なかったというふうに考えております。村としましては、やはりなかなか避難所の設営そのものもやっぱり職員がなれてませんので、やはり備品等の不足であったり毛布がなかなか来なかったりということで、いろいろと意見はもらっておりますので、そういったことも踏まえまして、今後改善策のほうを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 民有地の復旧はなかなか個人ではできないというところも、高齢でひとり暮らし、高齢者の人だけで住んでるということで、なかなか復旧はできないから、もうやっぱり村から出ていこうということで、ますます過疎、また過疎の地区になりかねないところも実際出ておりますよね。そうならないためにも、復旧工事について何らかの方法、例えば無利子の融資制度とか、所得制限を設けて幾らまでなら援助できるというようなことを検討していただきたいと思うんです。そうすることによって、やっぱり村はしんどいけれどもいろいろと考えてくれるんやという、そういうところにも私は依拠していきたいなと思ってるんです。その点で、できないではなくて融資制度を少しでも設計するための、ちょっと借りたいとかというようなことで検討していただきたいと思います。

それから、避難所の件ですけれども、やはり備品が足りなかったりとか、このことを避難したことによって寒かって体調を崩して病気したとか入院したとかというような話も二、三聞いておりますので、その点は十分これから何が足りないのかといったことを、また役場の中で確認していただき善処していただきたいなと思います。

それからもう一つ、今回の災害で上の山が壊れてけえへんか心配やとか、裏山の倒木が庭に落ちてこないかとても心配とか、補修をしたいけれどもどこに頼んだらいいんかわかれへんといった、こんなさまざまな問題でどうしようと悩んでおられる方もおられると、実際おられます。そうしたことから、役場内に災害の対応の相談に当たる窓口を一定の期間でもいいですので、災害に対して何でも相談してくださいというような相談窓口を設け

たらどうかと思いますが、その点お尋ねします。

○田中議長 中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、支援制度ということでございますが、なかなか国等の支援制度というものにつきましても、基本は災害救助法等の適用になる部分について支援策があるということがございますので、なかなか村独自ですとなりますと、これだけの財源等の確保等も必要になってくるということから、それについては今後の課題として知っておきたいというふうに思っております。

避難所につきましては、今御指摘のとおり、いろいろと備品等の整備等も今後要りますので、その辺は反省点も踏まえまして、今後また改善のほうをしていきたいというふうに考えております。

それと、復旧の窓口ということでございますけれども、基本的には総務課または施設整備課のほうで当然いろんな対応等はしておりますので、特に窓口を設けることなく、いろいろな相談があれば、総務課または施設整備課のほうに言っていただければ、その都度相談に乗っていききたいというふうに考えておりますので、お願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

○関口議員 先ほどの藤浦議員の質問にもありましたように、役場に相談に行きたいけど、どこ行ったらいいかわかれへんというようなこともありますので、災害の相談についてはどこそこで相談に乗りますというようなことがわかれば、そこに行って、そして結局相談窓口はあるけれども、何の解決にもなれへんかったということになるかもわかりません。民有地やから補助はありませんと、断られたと。それやったら、それなりにまた何とかせなあかんとか、個人さんで考えることにもつながるでしょうし、ただそれだけで終わってはあかと私は思います。先ほど言いましたように、無利子の融資制度とか、あるいは所得制限を設けて一部助成をやるというようなことも、ぜひ検討していただきたいということをお願いしまして終わります。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 国保の軽減について御答弁申し上げます。

大阪府は、平成３０年度から新たな制度において、大阪府で１つの国保となることから、府内どこに住んでも同じ所得、同じ世帯の構成であれば同じ保険料となるよう、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るべきであるという考えでございます。

この方針のもと、先般示された大阪府国民健康保険運営方針では、保険料や減免制度に

ついて統一する旨記載されております。

ただし、保険料が急激に増加することのないよう、新制度施行後6年間に限り、激変緩和措置を実施するとしております。

10月に府が示した2回目の本村1人当たり保険料必要額は、前回の試算と比べ約5,000円の減となっており、村では平成29年度保険料を引き上げさせていただきましたが、約1.3倍となっております。来年1月には、大阪府より事業費納付金や標準保険料率が示されますので、これをもとに保険料については、村財政調整基金の残高も鑑み、村国民健康保険運営協議会に意見を求め、その答申も踏まえて3月議会において新年度予算案を上程したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 この4月から引き上げられまして、保険料が医療分やとか、それから介護分も含めて9万4,870円やったものが、ことしの4月からは幾らになって、それが府下のどの位置にあるのか、一番高くなったのか、そうじゃなくて真ん中、その辺で結構です。教えていただきたいと思います。

それから、今後激変緩和の分やとか来年度の保険料については、基金の活用も考えて提案したいということでしたけれども、今年度引き上げたことによって、基金の残高は現在で幾らあるのか、再度お尋ねします。

○田中議長 答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 保険料、平成29年度引き上げさせていただきましたけども、保険料は約10万円でございます。それで、平成29年度の保険料の府下の順位ですけれども、現時点で公表されておられませんので、はっきりした順位はわかりません。それで、前年度の府の保険料に当てはめてした場合、府下33位でございます。これは高いところから33位ですんで、10番目に安いという保険料になっております。

それと、基金でございますけども、平成28年度決算で約1億5,000万円、それで29年度の予算で5,000万円を取り崩す予算となっておりますので、残り1億円となっております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 来年の4月から統一化ということで予定しておりますけれども、府のこれま

での予定とか聞いてましたら、2回目の試算は8月に出すと言うておきながら10月25日やったと、おくれてますよね。今回も、本算定もまた出される予定ではありますがけれども、かなりおくれてくると思うんです。このまま来年4月ゴーとなりましたら、やはりうちの村では引き上げも行い、それに備えて十分準備はしていただいておりますけれども、府下のほかの市町を見てみますと、なかなかそれに対応できないというような声も聞いている中で、私たちとしましては一律化するのではなくて、それぞれの自治体の実態に合った内容で行えるように、村としても要望していただきたいということでお願いしておきます。

基金は、今年度で1億円の残だということでございますが、毎年2万円程度引き上げるという予定ではありましたが、できるだけこれ以上の保険料の引き上げにならないように、基金の活用もしていただきますようお願いして、質問を終わります。

○田中議長 要望でいいですね。

○関口議員 はい。

○田中議長 ここで休憩に入ります。14時20分から再開いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 再開

○田中議長 再開いたします。

第4番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、千福清英、一般質問させていただきます。

1つ目の質問であります。この件に関しましては、先ほど関口議員のほうから問い合わせありましたような形の部分と合重なところがあるかと思いますけども。

私のほうは、台風21、22号による災害等の総括はという形で、先般10月21日から23日にかけて、台風の接近と豪雨により村内各地において、家屋に浸水や村道、山林、農地、水路と至るところに被害をこうむりました。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、この災害により人的な被害がなく幸いでありました。

現在、復旧に向けて総力を挙げ、取り組んでいただいていると思います。本日も、国、大阪府から来庁され、最終的な査察等を行われているように聞いております。そしてまた、当日は村内において初めての避難指示が発令され、災害の現場対応等避難所の開設など、非常に大変であったと思います。

そこで、担当課におかれましてさまざまな問題点があったと思いますが、総括はされているか伺いたします。

そして、もう一点のほうは、鳥獣被害対策の進捗状況はという形で、近年鳥獣被害、そ

の中でも特にイノシシの被害は水稻を初め野菜等の畑、そして果樹にも及び、イノシシの繁殖とともに被害がますます増加しております。

そうした中、ことし6月の議員の一般質問において質問され、答弁されましたが、以後どのような対策を講じられたかお伺いをいたします。この問題は、私自身考えておる範疇では、防御より捕獲に向けての対策が必要かと思います。また、これは将来展望でありますけれども、近隣の市や町の対策情報を参考にして、この山間の南河内全域において連携していただき、そして捕獲対策、そして後処理、さらに食育加工に向けての検討をしていただけたらと思います。

以上、2点の御答弁をお願いいたしたく思います。よろしくお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 台風21、22号による被害等の総括は、について御答弁申し上げます。

今回の台風では、村内各地で土砂崩れ等の被害が多数発生し、翌日以降もその対応で混乱を生じておりました。今回の対応を今後の教訓とするため、10月22日当日の対応や23日以降の対応などについて各課より問題点の洗い出しを行い、その解決策や対応について検討を進めているところでございます。

例を挙げますと、全職員で情報の共有ができていなかった。待機している職員の役割がわかりにくかった。夜間での作業は危険を感じた。災害対応経験のない職員が多いので訓練が必要というような意見がありました。これらの意見を踏まえ、対応可能なものは早期に見直しを行うとともに、定期的な訓練を行い、災害対応力を高めてまいりたいと考えております。

また、災害のない村に向けての取り組みは、につきましては、村は早目の避難勧告等の情報提供を行ってまいりますが、まずは危険を感じたら、住民みずから早期に避難していただくことが重要であると考えております。また、土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーン内の家屋につきましては、移転及び補強対策に対して費用の一部を助成する国の制度がございますので、こういった制度を利用するための要綱等の整備を行い、住民への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございました。

今回の対応について、各課よりさまざまな問題点の洗い出しをしていただいたと思いま

す。定期的に訓練の実施とのことですが、具体的にどのような訓練なのか。そしてまた、問題はほかにどんな意見があったかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、今回の問題点としましては、やはり新しい職員が多い中で、例えば土のうにつきましては土のうの作り方がわからないといったこともありまして、実際土のうを持っていきまして、抜けてしまっただけで使えなかったとかということもありますので、そういった土のうの作り方の訓練等も必要というふうには考えております。

また、意見としては多数の意見が本当にありまして、今整理をしているところでございますが、例えば、今回避難指示まで行ったわけですが、そのタイミングとしては遅かったんじゃないかとかというような意見もありましたし、中では、防災の編成表ということで、8班体制に分けて職員の役割をやっておりますけれども、なかなかその役割どおりにはなっていないということから、職員ごとに役割を分担するほうがいいんじゃないかとかというような、多数の意見がございまして、それらを整理した上で、再度対応の見直しを行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

いろんな訓練等も必要だというような御回答と思います。以前に、この庁舎内での訓練等をお聞きしたと思うんですが、まず職員さん全員で地上訓練を手始めに、いろんな形で教育訓練をやっていききたいというような答弁等もあったかと思います。そういう意味もありまして、再度この災害の経験をもとに、いい形で集約をしていただいて、災害のない、また災害に強い村づくりに向けて、職員の教育訓練や、また先ほど御答弁いただきました住民への啓蒙等をさらに要望とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田中議長 要望でいいですね。

○千福議員 はい。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 鳥獣被害対策の進捗状況は、について御答弁申し上げます。

まず、各農地への電気柵等侵入防止柵の設置補助につきましては、現時点で補助対象の総延長が6, 135メートル、補助金額の合計が約97万円となっております。捕獲につきましては、農業関係者や猟友会などで組織される千早赤阪村有害鳥獣対策協議会で問題

点の共有と、関係者全体での対策を検討していきたいと考えており、近日中に開催する予定です。

その一方、一部地区で捕獲を実施していきたいとの積極的な動きもあり、有害鳥獣削減の一つとして、捕獲から死体処理方法など後処理も含め、その具体化に向け協議していきたいと考えております。

次に、近隣市町との連携による捕獲対策、後処理等については、今後の検討に向けて取り組み内容や課題などの情報収集に努めさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

ちょっとこの件につきましても、本年の6月の一般質問の折に他の議員より質問をしていただいて御答弁をいただいております、そのときと比べ余り進んでいないように感じます。地域のほうでいろんな活動をされてるということもあるという、今の答弁であります、村としてちょっと進みが緩いように感じますので、その辺の部分についてはいかがか、お問い合わせしたいと思います。

○田中議長 答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 御指摘の点につきましては、確かにまだ有害鳥獣対策協議会も開催に至っていないという点につきましては、進捗が遅いという点になろうかと思えます。ただ、なるべくいろんな団体が協議した上で、効果的な対策をとっていきたいということで調整を図っている部分もありますので、なるべく効率的な対策をとっていくための準備をしている段階ということで、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

この議会に出席されている方、全ての方が認識していただいていると思うんですが、ここ数年今言ってますイノシシの被害はふえております。最近、家屋周辺にも来てまして、そういうふうな話をよく耳にします。そしてまた、ニュースでは学校内に侵入したというような報道もされております。田畑の被害をなくし、人的な被害のないうちに捕獲に向けての対策を強く要望したいと思います。農のほうの絡みの部分につきましては、もう恐らく危機的な状況であろうかと思えます。せつかく村、大阪府の協力によって農のプロジェ

クトを発足していただいている中で、農をなお一層ちゅうふうな方向性の中で、一般農地等での被害とか、また家屋周辺への、今言いました出ているような状況の中で、いかに捕獲していくかが、ちょっと私自身は課題ではないかと感じております。防御のほうは防御として、いろんな形で村のほうから補助等もやっていただいている部分につきましては、各家庭、各個人個人で一応設置する中で進めていただいているかと思えますけども、捕獲に向けてはやはり村が中心となっていて、各団体さんと早急に検討していただく中で、捕獲に向けての対策を強く要望したいと思います。

以上です。

○田中議長 要望でいいですね。

○千福議員 はい。

○田中議長 第5番目の質問者、田村議員。

(録音なし)

民間事業者の力を、の2点について御質問させていただきます。

御担当者様、御回答よろしく願いいたします。

さて、まず千早地区の悪臭問題について質問させていただきます。

千早地区の住民を長年悩ませ続けている問題、それが新千早トンネル近郊にあります肥料工場からの悪臭でございます。これまでも悪臭を訴える声は聞かれましたが、ここ三、四年、とりわけ強くなっており、毎日こんなにおいが来るとは思わなかった、もう引越したいとおっしゃる住民の方もいらっしゃるほどです。

ただいま環境条例の策定が進んでおりますが、住環境の改善という観点から、この千早地区の悪臭問題は必ずや解決していかなければならない問題であります。

また、住環境のみならず、観光促進という観点からも悪臭は見逃せない問題であります。千早地区には金剛山登山口があり、観光資源に乏しい本村にとってその目玉となるべき地区であります。しかし、せっかく観光に来ていただいても悪臭が漂っていては、再訪したいと思っていただくことは難しいでしょう。悪臭問題は、観光の阻害要因にしかなり得ません。悪臭問題の完全な解決は、住環境の改善という観点からはもちろんのこと、観光の促進という観点からも待ったなしの状況にあります。以前お伺いしたところでは、悪臭が強まった主な原因は施設の老朽化にあり、本年秋ごろに改修工事完了の予定とのことでした。確かに、悪臭が弱まったという声はお聞きしております。しかし、その一方、時折強烈な悪臭に襲われるとの声もいまだに聞かれるのが実情です。改善は見られ

ますものの、まだまだ完全に解決したとは言いがたい状況にあるわけですが、当該肥料工場の改修工事は現在のところどの程度まで進んでいるのかお伺いいたします。

次に、空き家バンクについてお伺いいたします。

まず、空き家バンクの現状でございますが、登録件数は現在のところ9件、そのうち5件が成約済みとなっております。定住人口増という観点からは一定の成果を上げていると言えると思われますが、その一方で、物件の登録件数は移住希望者の数を大きく下回っており、まだまだ改善の余地が残されていることも確かであります。

そういう状況を鑑みて、今回の一般質問でお伺いしたいのは、空き家バンクと民間事業者との連携の可能性でございます。空き家バンクの登録件数が1桁である一方、村内には民間不動産事業者が取り扱う物件が数多く見られます。しかし、それら民間事業者が取り扱う物件は、空き家バンクには登録されておらず、移住希望者が村内の物件を全て比較検討しようとするれば、空き家バンクや事業者が提供する各種サービスを横断的に参照せざるを得ず、利便性という点で大きな課題を残しているように思われます。例えば、民間事業者が提供する不動産情報も空き家バンクで照会できるようにするなど、移住者へのワンストップサービスを提供することで、多様なニーズに合致した空き家バンクが実現できるのではないのでしょうか。御回答よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 千早地区悪臭問題の現状を問う、について御答弁申し上げます。

以前より、河内長野市の小深地区で操業されている肥料工場から悪臭が風向きにより千早地区に漂う旨の苦情を受けており、河内長野市と協働し、施設の立入検査や指導に当たっているところでございます。昨年10月には、悪臭問題の抜本的な対策を講ずるよう、河内長野市長と千早赤阪村村長との連名によりまして申し入れを行い、事業者からは原因の一つとして、建屋の損傷部分から臭気が屋外に漏れていることが考えられるため、順次補修及び改修を行っているが、引き続き損傷部分の補修を早急を実施するとともに、その他悪臭対策を講じる旨回答をいただいております。

先般事業者に対し、悪臭対策の進捗状況を確認したところ、建屋の補修については完了しており、今後脱臭装置の改良工事を予定されておられるとのことでございました。

なお、臭気測定は定期的実施しておりますが、基準値以上の数値は検出されていない状況でございます。しかしながら、千早地区に悪臭が漂うことは事実であり、引き続き河内長野市と協働し対応してまいります。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 ただいま建屋の補修については完了しており、今後は脱臭装置等の改良工事を予定しておられるということでございますが、現在はどのような方式で脱臭しておられるのか、また今後どのような改良を予定しておられるのか、お伺いいたします。

○田中議長 答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 現施設の脱臭方法ですけれども、微生物によるバーク脱臭を採用しております。事業者は、肥料の作成過程で発生するアンモニア臭が苦情の原因であると判断されております。まず、発酵槽で発生するアンモニア臭をできる限り抑えるため、オゾン脱臭装置を設置される予定でございます。また、バーク脱臭層への導入管に活性炭フィルターを設置される予定でもございます。

以上、2点の新たな脱臭装置は活性炭フィルターの設置が12月中に完成予定、オゾン脱臭装置の設置が来年の3月末予定と聞いております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 バーク脱臭層に活性炭フィルターを設置、またオゾン脱臭層を新たに配置予定とのことですね、了解いたしました。

以下、要望になりますけれども、千早地区の住民の皆さんは、本当に皆さんもう口をそろえて悪臭に対する悩みを訴えておられます。行政は、過疎化を脱却すべく人口増のためにさまざまな方策を打ち出しておられますけれども、せっかくこの美しい自然に憧れて千早地区に来ていただいても、悪臭があつてはもう台なしになってしまいます。行政としても、住環境の改善並びに観光促進という観点から、千早地区の悪臭問題に対し今後ともしっかりと対応していただくよう要望いたします。

○田中議長 要望でいいんですね。

○田村議員 はい。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 空き家情報バンク制度につきまして御答弁申し上げます。

空き家情報バンクは、人口減少が進む本村におきまして外部からの移住者をふやすとともに、放置による倒壊危険家屋の発生を防ぐため空き家情報を集め、本村に移住を希望する方と空き家所有者とをマッチングする制度として、平成27年度から運用をしております。

御質問の、民間事業者との連携の可能性についてでございますが、御指摘のとおり、民

間事業者におきましても類似の売買あるいは賃貸借物件掲載サイトなどが運営されておりますけれども、一番の相違点は民間事業者は取引の発生による仲介手数料を得る営利目的で運営しているのに対しまして、本村におきます空き家情報バンク制度は、先ほど申し上げました行政目的のために運営しているということでございます。

本村の空き家情報バンクに掲載されるような物件は、空き家になってから相当年数が経過している、あるいは居住するためには補修やリフォームが必要といった課題のある物件もございます。こうした物件は、使用価値といたしましてはどうしても低くなりがちでございます。民間事業者が一般的に取り扱う売買あるいは賃貸借物件にはなじまないことも多いことから、結果として民間事業者ではこうした物件を積極的に取り扱っていただけてないという状況でございます。

こうしたことから、村の空き家情報バンクでは民間事業者が取り扱わないような物件も含めまして、現在運営をしているというところでございます。

御指摘のとおり、移住者へのワンストップサービスの提供というのは、ホスピタリティーの観点からも大変重要であるとは認識しておりますが、民間事業者が提供いたします不動産情報を本村の空き家情報バンクでも取り扱うということは、民間の営利活動に対しまして税金を用いての協力をするということになることから、公平性や行政目的の観点から、現在の枠組みでは困難であると考えております。

なお、本村では開発指導や建築指導を当地域戦略室で所管しておりますことから、民間事業者が物件調査に来庁される際には、不動産情報とあわせて空き家情報バンク制度についての説明もあわせて行うなど、機会あるごとに民間事業者に対しまして協力を求めているところでございます。引き続き、空き家情報バンク制度のさらなる活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御回答ありがとうございます。

公平性や行政目的の観点から、現在の枠組みでは民間事業者との連携は困難との御回答でございましたが、それではやはり、移住者の促進という点で多少問題が残る、そのように思われます。現在の枠組みでの連携が困難ということでしたら、何か別の枠組みであれば可能になるのでしょうか。御回答よろしく願いいたします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 現在の移住定住の促進などの地域活性化を図るために、空き

家の利活用を目的といたしたいいわゆる空き家バンクというものは、多くの自治体で設置をされているものと認識しております。空き家バンクのニーズが高まるほど自治体としての負担も高まることから、市町村によりましては、こうした空き家バンクに関します業務を民間事業者でありますとかNPO法人に委託してるような例もございます。こうした民間事業者への業務委託であれば、その委託先におきまして民間事業者が持つ情報と本村の空き家情報との連携というものも可能になるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 民間事業者、NPO法人への委託という業態であれば、民間事業者との連携が可能という御回答だと理解いたしました。では、今後本村の空き家情報バンク制度を民間事業者やNPO法人さんへと業務委託するということは現在検討しておられるのでしょうか、その点についてお伺いいたします。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 空き家情報バンクの業務委託につきましては、例えば奈良県内でございましたら、NPO法人であります空き家コンシェルジュなどに業務委託をされてる例などもございまして、今年度こうした業務委託の取り組みについて視察等してまいりました。

本村では、ことしから空き家対策のために地域おこし協力隊の方にも着任をしていただいているところでございますけれども、こうした地域おこし協力隊、3年という期限がございますので、その卒業後の定住先の一方策といたしまして、そういったことも念頭に置きまして、今後の空き家情報バンク制度の業務委託なども含めまして、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御回答ありがとうございます。

千早赤阪村への定住を促進するには、定住の障壁となり得る要素を極力削減していくことが肝要だと思っております。民間事業者、NPO法人へと空き家バンクを業務委託することで、移住希望者の方により行き届いたサービスを提供できるということであれば、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

また、地域おこし協力隊の方についても、本村の活性化に尽力したいという強い思いで来ていただいているんですから、3年間の任期終了後もぜひこの千早赤阪村で生活していけるよう、行政としてもしっかりとサポートしていただけるようお願いして、今回の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○田中議長 第6番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1番目としまして、原付バイクの御当地ナンバーによる地域振興についてお伺いします。

原付バイクのナンバープレートは、自動車登録番号標及び車両番号標と異なり、地方税である軽自動車税を納付したことを示す課税標識です。そのため、管轄は市町村税務課で、法令上の様式の定めがなく、計上や図柄は市町村の裁量で決めることができます。御当地ナンバープレートを全国で初めて本格的に導入したのは、2007年の愛媛県松山市で、きっかけは市職員により、まちのブランド力向上のために出されたアイデアでした。当時、司馬遼太郎の小説、坂の上の雲によるまちづくりが行われており、それにちなみ雲をデザイン、地域名表示を松山市から道後松山市に変えることで、地域ブランドの活用と親しみやすさの演出をしています。その後、御当地ナンバーは2011年から導入が急増しており、2017年8月1日現在473市区町村となっています。要因としまして、実際に走っている原付バイクを見て自主的に始められたケースが多く、補助制度などの外的要素はなく、比較的取り組みやすく、地域側の潜在的ニーズの大きさもあるようです。いかにナンバープレートに表現するかは、地域のアイデア勝負の取り組みです。自然、歴史文化、産業、アニメキャラクターなど、地域の資源や魅力がモチーフとして描かれます。

以上のようなことから、本村においても住民が誇りや愛着を持って生活できるようにする活動の一環として、地域の個性と魅力をアピールする機会として導入をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

2点目としまして、ピロリ菌の検査、除菌についてお伺いします。

胃がんの90%以上はピロリ菌の感染による胃炎が原因で、ピロリ菌を除菌すれば胃がんの発生を抑制することが可能であり、最近注目されています。また、平成25年2月21日に検査及び除菌の保険適用枠が慢性胃炎にまで拡大され、一步前進したのですが、追加された対象は内視鏡検査において胃炎の確定診断がなされた患者となっていて、そのため別検査でピロリ菌が認められても、胃カメラで胃炎と判断されないと適用されません。このような状況のため、検査、除菌が受けにくいと思われます。ピロリ菌の除菌は、早い

時期に行ったほうが効果があり、30歳までに除菌すればほぼ100%胃がんにならないという報告もあります。

全国的にも、中学生の検査、除菌を自治体が行っているところもあり、早期発見し除菌治療を促し、リスクの低減を図る傾向です。本村においても、何らかの形で助成を行っていただければと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、2点についての的確な答弁をよろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項、1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 原付バイクの御当地ナンバーによる地域振興について御答弁申し上げます。

御当地ナンバープレートにつきましては、地域振興の一環として近年多くの自治体で導入されていることは承知しております。本村の平成29年度の50cc以下の原付バイクの登録台数は、681台となっております。年々減少傾向にあり、あわせて原付バイクの行動範囲は主に近隣市町が多いと思われますことから、宣伝効果としては期待が薄いと考えております。また、費用面に関しましても通常のナンバープレートの2倍から3倍の費用が必要となることから、費用対効果を考慮し、現状では導入を考えておりません。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 要望をさせていただきます。

費用対効果に関しては、やってみないとわからないところはあると思いますが、他の市町村では記念行事の一環として採用されるところもあり、そのあたりも考慮していただきたいと思います。また、プレートを作成するに当たり必要なキャラクターやセールスポイントは、村の活性化に重要なポイントだと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中議長 要望でいいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、西口健康福祉課参事。

○西口健康福祉課参事 ピロリ菌の検査、除菌について御答弁申し上げます。

中高生へのピロリ菌検診は、厚生労働省研究班の2015年の調査では、北海道や兵庫県内などの自治体で実施され始めているとのことですが、ピロリ菌陽性者の人に対して行う除菌治療に伴う下痢などの副作用の対処を初め、より安全な実施方法の検討などを進め

る段階であると言われています。

市町村が行うがん検診は、集団全体の死亡率を下げるために行われるもので、村は国立がん研究センターによる有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインで、がん検診の効果が科学的に証明されていると推奨されているがん検診を行っております。ヘリコバクターピロリ菌の抗体検査は、死亡率減少効果を検討した研究はなく、市町村のがん検診としての実施を推奨しないグレードになっております。

昨年、厚生労働省は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を一部改定し、平成28年度より市町村での胃がん検診をバリウムによるエックス線検診または胃内視鏡検査のいずれかとする事としました。村では、胃内視鏡検診導入に向けて富田林医師会管内の4市町村で胃内視鏡検診運営委員会を立ち上げまして、来年度開始に向けて現在検討を行っているところです。

村としては、現在ピロリ菌の検査、除菌の助成は考えておらず、胃内視鏡検診の導入を検討し、胃がんの早期発見、治療を行い死亡率の減少に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございました。

再質問としまして、ピロリ菌の検査、除菌に対しての助成を村は行わないとのことですが、大阪府内で助成されている市町村は把握されていますでしょうか。

○田中議長 西口健康福祉課参事。

○西口健康福祉課参事 大阪府が行いました平成28年度の調査では、成人に対してピロリ菌検査を実施しているのは7市町とお聞きしています。中学生に対しては、把握できる範囲では高槻市のみであり、大学に委託して無料で検査、除菌を実施しているということでお聞きしています。除菌の保険適用は、胃内視鏡検査で胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍の確定診断がなされた者となりますので、中学生の健診では保険外診療となりますし、また除菌に対しては下痢やショックなど、24時間対応も必要になるなど、大学などと提携しなければ実施は難しいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

再質問として、村では胃内視鏡検診で胃がんの早期発見、早期治療を行っていくとのこ

とでしたが、いつからどのように行っていく予定なのでしょうか。よろしくをお願いします。

○田中議長 西口健康福祉課参事。

○西口健康福祉課参事 胃内視鏡検診については、来年度の予算に計上し3月議会で御審議いただきたいと思っております。順調に行きまして、6月からの実施を考えております。

検診は、従来のバリウムを飲んで行うエックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選んでいただく形になります。対象者及び受診回数なんですが、エックス線検査のほうは40歳以上の人で年1回、胃内視鏡検査のほうは50歳以上で2年に1回の実施となります。実施場所については、富田林医師会加入で胃内視鏡検診マニュアルの検査医の条件を満たす医療機関のみとなります。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 要望としまして、日本人は一生のうち2人に1人はがんにかかると言われていいます。日本人に多いとされる胃がんの死亡を減らすため、村でも対策をしていただく要望いたします。

以上です。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 平成29年度の最終議会は、皆さんの御協力により無事終わることができました。来年は、平成30年、また平成31年5月からは年号が変わります。村は、昭和、平成と新しい年号と時代に即した村の形に変えていかなければいけないと思っております。

千早赤阪村は、戦後、農業あるいはミカン、それから千早では凍り豆腐、それから木材、それから小吹台団地あるいは金剛登山等で村を支えていただきましたが、現在ミカンは団地に生産を奪われましたし、農業は従事者の高齢化、凍り豆腐は長野県の産業となりました。また、木材は需要の低迷により林業の火が消えました。また、税収のメインでございました小吹台団地も高齢化率が50%を超えました。また金剛登山も高齢化しておりまして、ぜひ来てほしい若い山ガール等はなかなかおいではなりません。

今の状況を見ますと、どうもうちの村は完全に火が消えたような状況でございますが、

何はともあれ、村はこれから活性化を考えていかないと、過疎から元へは戻れないというところがございますが、非常に困難なのは、まず土地の集積が私どもの村は非常に困難であるということ。また、先ほど田村議員の質問にもございましたが、空き家も集積が非常に困難でございます。なかなか住民の皆さんは協力してくれない。それともう一つは、起業する人、業を起こす人がほとんどございませぬ。何か業を起こした人をバックアップするよりも、足を引っ張る人が非常に多い。零細業者、例えば食料品なんかの場合でございますが、5年間残る確率は大体10%ぐらいと言われております。例えば、ラーメン屋10軒出ましても、5年先で残るラーメン屋はたかだか1軒ぐらいやということで、非常にそういう面で厳しゅうございますが、何はともあれ、私どもの村、これからどうにかしていかないと、どんどんどんどん寂れていきますし、例えば、大規模店舗が来てほしい、あるいはコンビニが来てほしいと申しましても、利益はほとんど本社のあるところへ持っていかれてしまいますから、いわゆる東京一極集中を助長する以外にはないのかなと思います。

そういう面から考えますと、まずできるだけ個人の方々が私どもの村で業を起こしていただくような方策を考えていかないといけないと思います。ところが、残念ながら個人に起業を促すには成功例が非常に私どもの村では少ない。例えば、今千早でそば屋さんとカフェができました。そば屋さんは1年半ほどになります。これはきっちり成功しつつあると思いますし、カフェのほうも非常にうまくいっております。それはどうしてかといいますと、そば屋さんの場合はほとんど村の人、恐らく全員2回や3回はそばを食いにいったらと思うますし、カフェでも結構皆さん、地域の人たちがカフェに行ってコーヒーを飲んで楽しんでおります。そういうことで、地域が育ててあげないと、恐らく零細の業者が起業しても必ず潰れるのかなと思いますので、ぜひその辺を考えながらこれからやっていきたい。特に、空き家を集積しまして宿泊その他やりたいということで、今村おこし協力隊の方々が一生懸命努力していただいておりますが、なかなか家を提供する人がいないということなんです、これも何軒か提供しまして成功例ができると、一遍にがさっと家を提供する人がふえてくるのかなと思います。

そういうことで、議員先生方もぜひお願いしたいんですが、そういう何かやろうという人には徹底的に協力をしていただくようお願いいたしまして、簡単ですが私の今議会の終わりの挨拶といたします。特に、来年、再来年からは完全に年号も変わりますから、そのときには千早赤阪村がかなり変わったと言われるような、元気のある村づくりのために、私も精いっぱい努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長　どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成29年第4回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

午後3時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

田 村 陽

議 員

千 福 清 英